

第四次宜野湾市総合計画

前期基本計画（原案）

目 次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 1節 | 前期基本計画の位置付け | 1 |
| 2節 | 前期基本計画の構成 | 1 |
| 3節 | 前期基本計画の期間 | 1 |
| 第2章 | 施策体系 | 2 |
| 1節 | 施策体系図 | 2 |
| 2節 | 基本施策 | 3 |
| 第3章 | 重点プロジェクト | 5 |
| 1節 | 重点プロジェクトの位置づけ | 5 |
| 2節 | 重点プロジェクト | 6 |
| 第4章 | 基本施策 | 10 |
| 目標1 | ：市民と行政が協働するまち | 12 |
| (1) | 協働のまちづくりと開かれた行政の推進 | 12 |
| (2) | 男女共同参画の推進 | 14 |
| (3) | 国際・国内交流の推進 | 16 |
| (4) | 効果的・効率的な行財政運営の推進 | 18 |
| 目標2 | ：健康で、安心して住み続けられるまち | 20 |
| (1) | 地域福祉の推進 | 20 |
| (2) | 子育て支援・子育て環境の充実 | 22 |
| (3) | 児童虐待・DVの防止と被害者支援の強化 | 24 |
| (4) | 障がい者（児）福祉の充実 | 26 |
| (5) | 高齢者介護・福祉の充実 | 28 |
| (6) | 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進 | 30 |
| (7) | 健康づくりの推進 | 32 |

| | |
|------------------------------|----|
| 目標3：文化を育み、心豊かな人を育てるまち----- | 34 |
| (1) 未来を担う人間力の育成----- | 34 |
| (2) 家庭・地域が連携した学校づくりの推進----- | 36 |
| (3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承----- | 38 |
| 目標4：地域資源を活かした、活力あるまち----- | 40 |
| (1) 観光・リゾート産業の振興----- | 40 |
| (2) コンベンション支援機能の充実----- | 42 |
| (3) 地域商店街の活性化----- | 44 |
| (4) 商工業・情報産業の振興----- | 46 |
| (5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進----- | 48 |
| (6) 都市農業・漁業の振興----- | 50 |
| 目標5：安全・快適で、持続的発展が可能なまち----- | 52 |
| (1) 防災及び救急・消防体制の強化----- | 52 |
| (2) 交通安全・防犯対策の強化----- | 54 |
| (3) 環境保全と循環型社会の形成----- | 56 |
| (4) 公害・環境衛生対策の推進----- | 58 |
| (5) 快適な生活環境の整備----- | 60 |
| (6) 交通ネットワークの整備----- | 62 |
| (7) 上・下水道の整備----- | 64 |
| (8) 公園・緑地及び墓園等の整備----- | 66 |
| 目標6：平和をつなぎ、未来へ発展するまち----- | 68 |
| (1) 基地問題へ対応----- | 68 |
| (2) 基地跡地利用の推進----- | 70 |
| (3) 平和行政の推進----- | 72 |

第1章 はじめに

1節 前期基本計画の位置付け

第四次宜野湾市総合計画「前期基本計画」は、基本構想で掲げた将来都市像を受け、分野別に設定した6つの基本目標を達成するために位置づけられた計画となります。また基本計画の推進につきましては、平成27年度に策定した「宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にて設定しました基本的方向性や客観的指標との整合を図ってまいります。

2節 前期基本計画の構成

○施策体系

「第2章 施策体系」では、基本構想で設定した6つの基本目標に基づく基本施策を示します。

○重点プロジェクト

「第3章 重点プロジェクト」では、前期基本計画の4年間で各分野を横断的に取り組むべき重点的な施策を明確にします。

○基本施策

「第4章 基本施策」では、基本施策ごとに「目指すまちの姿」「現状と課題」「施策の展開」「目標指標」で構成し、さらに、施策の展開においては、目的を明確にするため「取組方針」と「主な取り組み」を示します。

3節 前期基本計画の期間

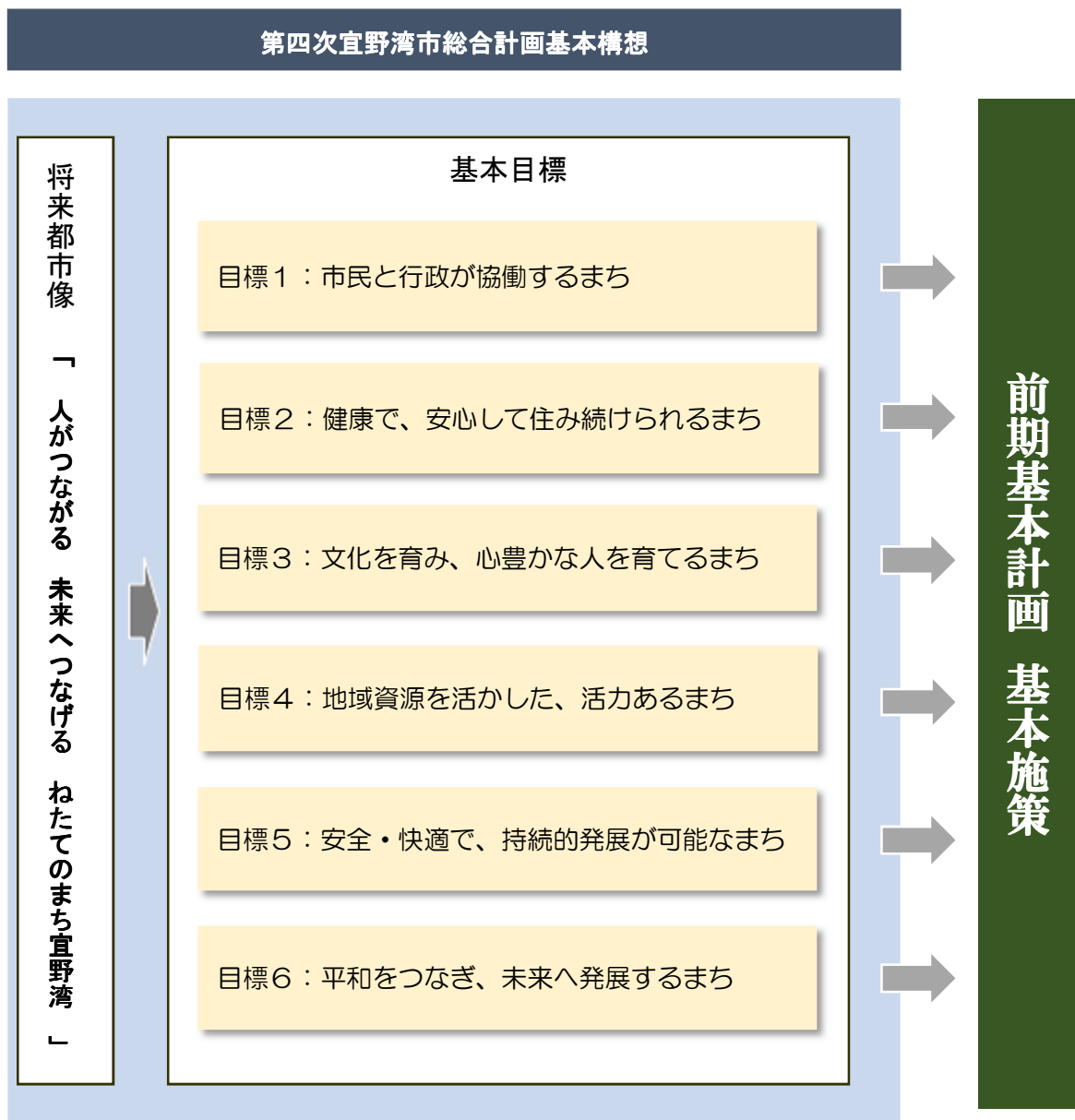
計画期間は、第四次宜野湾市総合計画の8年間の計画期間のうち、前期計画を平成29（2017）年度から平成32（2020）年度としています。その後4年間の後期基本計画は、前期基本計画の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の内容の見直しを行います。

第2章 施策体系

1節 施策体系図

第四次宜野湾市総合計画基本構想において、将来都市像「**人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち宜野湾**～活気にあふれ、豊かで住みよいまちを目指して～」の実現を目指し、分野別に6つの基本目標を掲げました。

前期基本計画では、この6つの基本目標に沿った、31の基本施策を体系化し、位置づけます。



2 節 基本施策

目標 1 : 市民と行政が協働するまち

- (1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 国際・国内交流の推進
- (4) 効果的・効率的な行財政運営の推進

目標 2 : 健康で、安心して住み続けられるまち

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 子育て支援・子育て環境の充実
- (3) 児童虐待・DVの防止と被害者支援の強化
- (4) 障がい者（児）福祉の充実
- (5) 高齢者介護・福祉の充実
- (6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進
- (7) 健康づくりの推進

目標 3 : 文化を育み、心豊かな人を育てるまち

- (1) 未来を担う人間力の育成
- (2) 家庭・地域が連携した学校づくりの推進
- (3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

目標 4 : 地域資源を活かした、活力あるまち

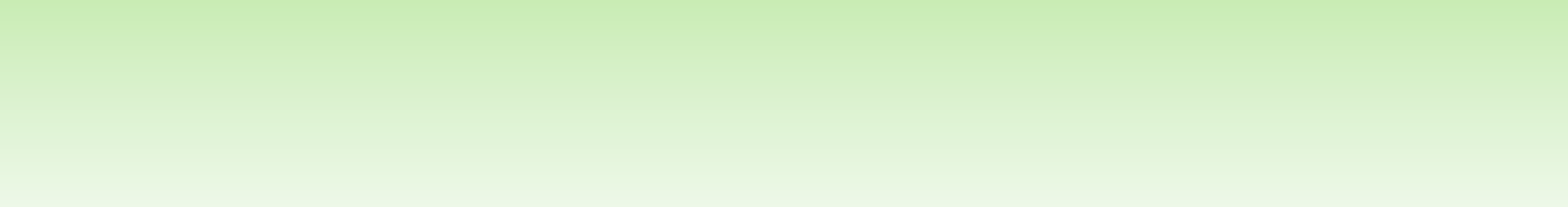
- (1) 観光・リゾート産業の振興
- (2) コンベンション支援機能の充実
- (3) 地域商店街の活性化
- (4) 商工業・情報産業の振興
- (5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進
- (6) 都市農業・漁業の振興

目標 5 : 安全・快適で、持続的発展が可能なまち

- (1) 防災及び救急・消防体制の強化
- (2) 交通安全・防犯対策の強化
- (3) 環境保全と循環型社会の形成
- (4) 公害・環境衛生対策の推進
- (5) 快適な生活環境の整備
- (6) 交通ネットワークの整備
- (7) 上・下水道の整備
- (8) 公園・緑地及び墓園等の整備

目標 6 : 平和をつなぎ、未来へ発展するまち

- (1) 基地問題へ対応
- (2) 基地跡地利用の推進
- (3) 平和行政の推進



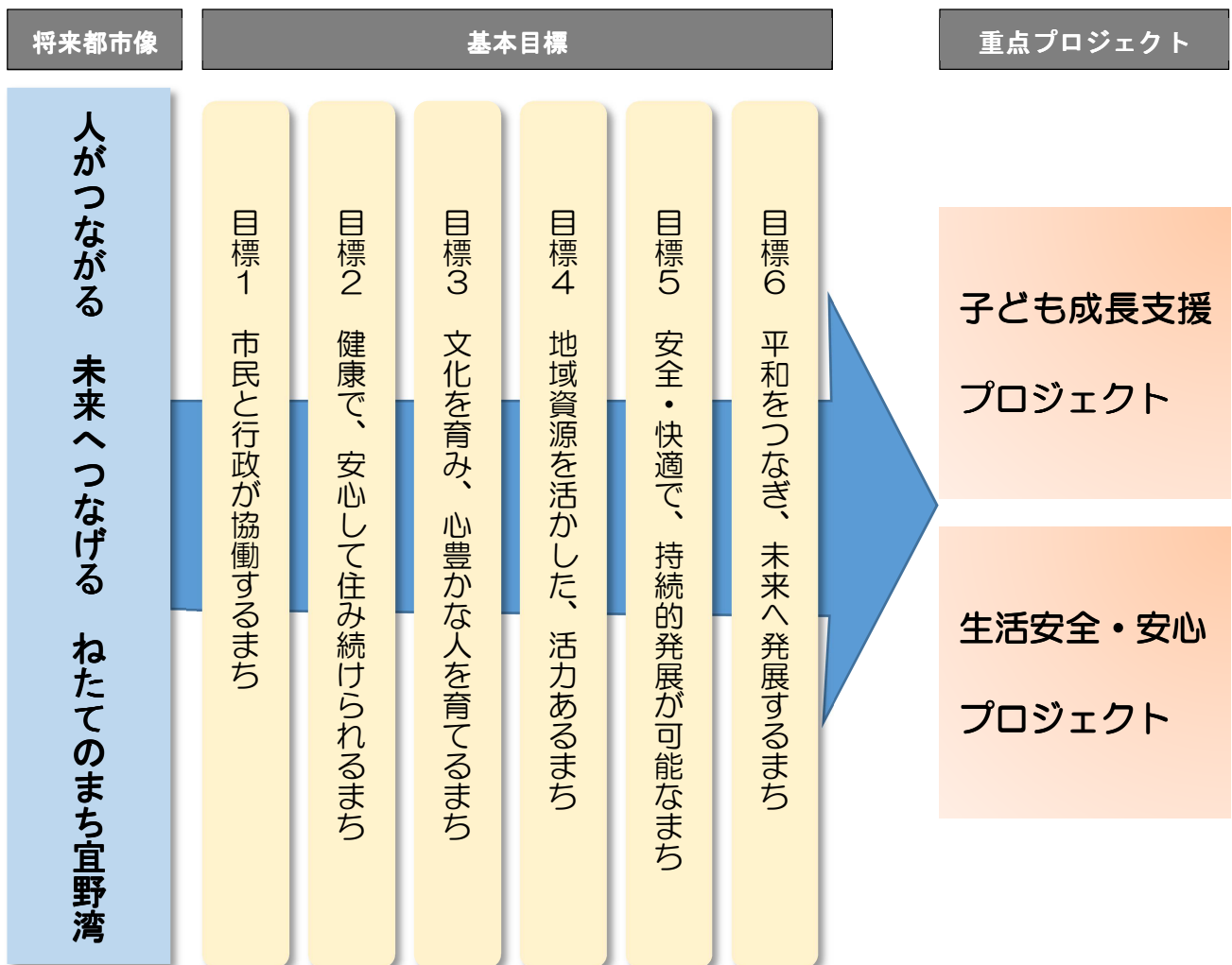
第3章 重点プロジェクト

1節 重点プロジェクトの位置づけ

「重点プロジェクト」は、基本構想で示した、将来都市像及び基本目標を踏まえ、前期基本計画の計画期間の中で成果が特に強く望まれる施策・事業について、施策体系の枠組みを超え、横断的・総合的に進めることにより相乗効果を発揮させるものとして位置付けます。

前期基本計画では、「子ども成長支援」「生活安全・安心」の視点から2つのプロジェクトを設定します。また、それぞれのプロジェクトに明確な方向性を与えるため、「成果目標」を設定します。

■重点プロジェクトの設定イメージ



2節 重点プロジェクト

子ども成長支援プロジェクト

■プロジェクトの内容

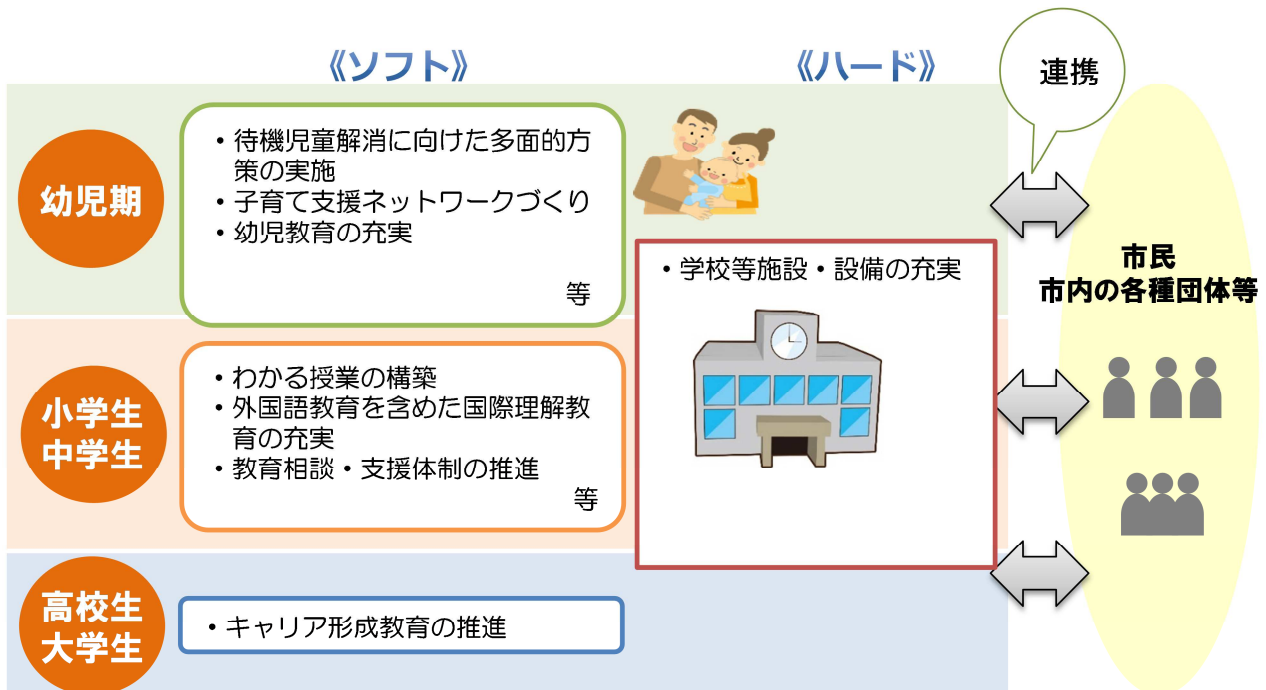
本市の特性である充実した子育て・教育環境を活かし、今後さらなる推進を図るため、子ども成長支援プロジェクトを展開します。

具体的には、次ページで示す子どもの成長段階に応じた重点的な取り組みを地域・市内各種団体等と連携して行い、未来を担う子どもたちが、心身共に健やかに育つことができるまちづくりを進めます。

■成果目標（平成31年度）

| 指 標 | 現状値（H27） | 目標値（H31） |
|------------------|----------|----------|
| 学校教育に対する市民満足度*1 | 25.0% | UP |
| 子育て環境に対する市民満足度*1 | 20.4% | UP |
| 認可保育所における待機児童*2 | 480人 | 0人 |

■プロジェクトのイメージ



※1…宜野湾市民意識調査（平成27年7月実施）、「問22：施策に対する満足度」より抜粋。「学校教育の充実」、「子育て支援・子育て環境の充実」に対し、「満足」、「やや満足」の回答者の割合を現状値として設定し、割合が増加することを目標とする。

※2…保育所の創設や増改築、小規模保育事業の促進、認可外保育施設の認可化等による定員増により、平成29年度中の待機児童解消に向けて取り組む。

■重点的な取り組み一覧

| 施策名 | 重点的な取組 |
|----------------------------|--------------------|
| 2-(2)-① 安心できる子育て環境の充実 | 待機児童解消に向けた多面的方策の実施 |
| | 多様な子育てサービスの充実 |
| | 子育て支援ネットワークづくり |
| 2-(2)-③ ひとり親家庭への自立支援の推進 | 子育て、生活支援の拡充 |
| 2-(3)-① 児童虐待等の予防と対応 | ハイリスク世帯の発見及び対応の充実 |
| 2-(4)-① 相談支援・連携体制の構築 | 障害者差別解消法の取り組み |
| 2-(6)-② 子どもの育ちの保障と充実 | 子どもの貧困対策計画策定 |
| 2-(7)-④ 母子保健活動の推進 | 健診の充実 |
| 3-(1)-① 確かな学力の向上 | 幼児教育の充実 |
| | わかる授業の構築 |
| | 外国語教育を含めた国際理解教育の充実 |
| | キャリア形成教育の推進 |
| 3-(1)-② 豊かな心・健やかな体の育成 | 教育相談・支援体制の推進 |
| 3-(2)-① 地域と連携した教育活動の充実 | 子どもの居場所づくりの推進 |
| 3-(2)-③ 教育環境の充実 | 学校のICT化の推進 |
| | 学校等施設・設備の充実 |
| 3-(3)-② 郷土を学びつなぐ環境の充実 | 郷土学習の推進 |
| 4-(5)-② 人材育成の推進 | 未来の働き手の育成 |
| 5-(3)-① 環境思想の普及・啓発 | 学校での環境教育の充実 |



保育園の様子



放課後子ども教室の様子




生活安全・安心プロジェクト

■プロジェクトの内容

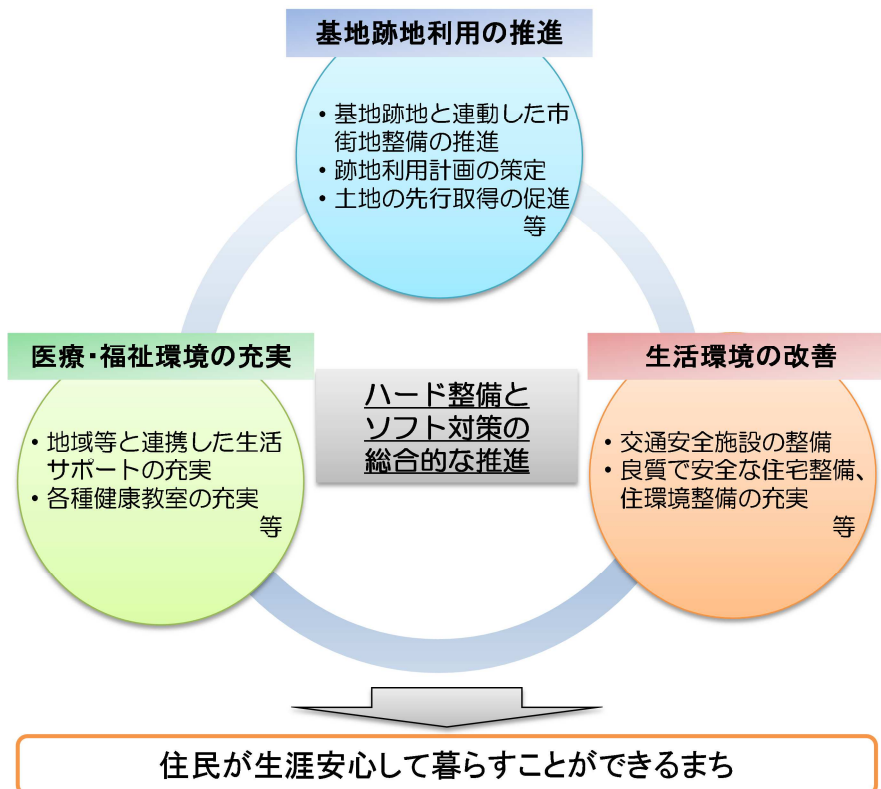
本市の特性である、快適な生活環境の形成及び基地返還後のまちづくりに向けた取り組みの更なる推進を図るため、生活安全・安心プロジェクトを展開します。

具体的には、医療・福祉環境の充実、生活環境の改善、基地跡地利用の3つを核とし、ハード・ソフトの両面から重点的な取り組みを行い、住民が生涯安心して暮らすことができるまちを目指します。

■成果目標（平成31年度）

| 指 標 | | 現状値（H27） | 目標値（H31） |
|---------------------------|------------|-----------|--|
| 日常生活や安全・安心に対する 市民満足度※1 | 地域福祉の推進 | 19.9% |  UP |
| | 快適な生活環境の整備 | 19.8% |  UP |
| | 基地跡地利用の促進 | 12.2% |  UP |
| 健康寿命の延伸 | 男性 | 77.10 歳※2 | 77.5 歳 |
| | 女性 | 81.23 歳※2 | 82 歳 |

■プロジェクトのイメージ

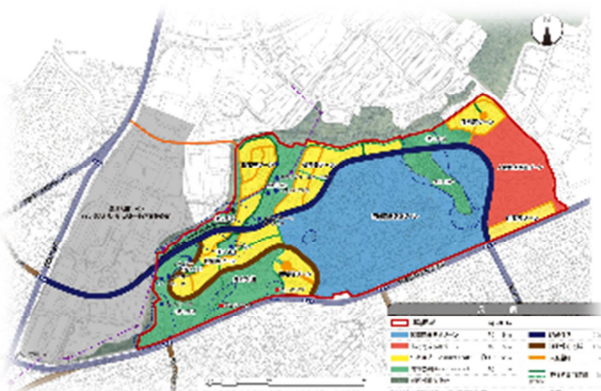


※1…宜野湾市民意識調査（平成27年7月実施）、「問22：施策に対する満足度」より抜粋。「地域福祉の推進」、「快適な生活環境の整備」、「基地跡地利用の推進」に対し、「満足」、「やや満足」の回答者の割合を現状値として設定し、割合が増加することを目標とする。

※2…国勢調査による平成22年度の数値を現状値として設定する。

■重点的な取り組み一覧

| 施策名 | 重点的な取組 |
|---|--|
| 2-(1)-② 支え合いの仕組みと拠点・体制づくり | 地域での支え合いをサポートする拠点等の確保 |
| 2-(5)-③ 地域統括ケアシステムの構築による、 地域住民の協働と参画による誰もが支 え合う共生社会の実現 | 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、社会保障充実 分）の充実 |
| 2-(6)-① 低所得者福祉の充実 | 地域等と連携した生活サポートの充実 |
| 2-(7)-① 健康づくり活動の充実 | 各種健康教室の充実 |
| 2-(7)-⑤ 国際医療拠点構想の推進 | 国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携 |
| 5-(1)-③ 消防体制の強化 | 消防施設等の整備強化 |
| 5-(1)-④ 救急体制の拡充と応急手当等の普及・ 啓発 | 救急体制の整備・拡充 |
| 5-(2)-① 交通安全対策の強化 | 交通安全施設の整備 |
| 5-(5)-② 都市基盤の整備 | 西普天間住宅地区跡地利用に係る土地区画整理事業等の推進 基地跡地と連動した市街地整備の推進 |
| 5-(5)-③ 住宅・住環境の整備 | 良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進 |
| 5-(6)-① 生活道路の整備・拡充 | 安全・快適で発展性のある道路の整備 |
| 5-(6)-② 基地関連道路の整備 | 普天間飛行場東側返還地における道路整備 西普天間住宅地区跡地利用の促進に係る道路整備 |
| 6-(2)-② 普天間飛行場跡地利用の推進 | 跡地利用計画の策定 土地の先行取得の促進 |



キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）跡地利用計画 9



長寿体操

第4章 基本施策

基本施策の見方

基本施策ごとに見開き1ページに整理しており、次のような構成でまとめています。

実現を目指したい
まちの姿を記載し
ています。

基本施策ごとの現
状及び課題を記載
しています。

目標2 健康で、安心して住み続けられるまち

基本施策(7) 健康づくりの推進

■目指すまちの姿

母子保健活動の推進や、各種健康教室、健康相談等の充実により、全てのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、西普天間住宅地区跡地への国際医療拠点構想を見据え、市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすことのできる、健康都市の実現を目指します。

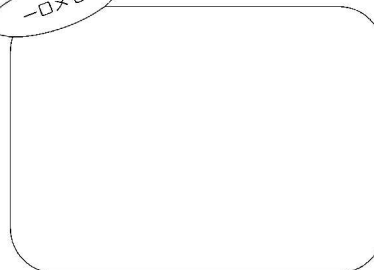
■現状と課題

- 「一次予防」に重点を置き、各種健康教室の開催を行っていますが、働き盛り世代の参加者が少ない状況です。
- 平成26年度特定健診受診率は、31.6%であり、県内下位となっており、受診率向上に向けた取り組みが必要です。
- 高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加傾向にあり、医療費の適正化が求められます。
- 母子保健活動について、各種健診や教室等を実施していますが、専門職の人材確保が求められます。
- 国際医療拠点構想について、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還に伴い、跡地利用計画を策定し、その実現に向け関係団体と協議しています。



歯の相談事業

ーロメモ



計画期間中に実施する施策及びその取組方針、主な取り組みを記載しています。

「重点プロジェクト」に位置付けられる取り組みには以下の表記しています。

- ・子ども成長支援プロジェクト…「●」
- ・生活安全・安心プロジェクト…「■」

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|--------------|---|---|
| ①健康づくり活動の充実 | 生涯を通じた健康づくりを支援していくために、健康教室、健康相談の充実などにより健康づくりに関する意識の啓発に努めます。また、家庭や学校、地域等と連携し、食育などの充実を図ります。 | ○健康相談の充実 ■各種健康教室の充実 ○保健活動の担い手育成 ○食育の推進 |
| ②疾病予防対策の強化 | 特定健診等の受診率向上のため、積極的な受診勧奨や市民が受診しやすい健診を実施するほか、特定保健指導の充実強化、各種予防接種の情報提供や接種費助成による接種勧奨等を行い、病気の予防と早期発見を図ります。 | ○健診等の情報提供 ○受診しやすい健診等の実施 ○特定保健指導の充実強化 ○生活習慣病の重症化予防の推進 ○各種予防接種の情報提供の充実 ○任意予防接種の公費負担の実施 |
| ③医療費適正化の推進 | 医療費は、医療の高度化や年齢の上昇などに伴い高くなる傾向があります。増大する医療費抑制のため、被保険者資格の適正化、第三者求償事務の充実強化、ジェネリック医薬品に関する情報提供等を行い、医療費の適正化に努めます。 | ○医療費適正化の推進 ○被保険者資格適正化の推進 |
| ④母子保健活動の推進 | 妊娠期から乳幼児期における各種健診や教室等の事業を通じ、健康づくりを推進することにより、生活の質の向上を図り、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携し支援します。また、学校等と連携し、思春期保健の充実を図ります。 | ●健診の充実 ○健康相談の充実 ○健康教室の充実 ○母子健康手帳交付時の保健相談の充実 ○思春期保健の充実 |
| ⑤国際医療拠点構想の推進 | 琉球大学医学部及び同附属病院を中心とした、国際医療拠点構想の実現を目指します。 | ○国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|----------------|-----------|-----------|
| 健康相談人数 | 659人 | 950人 |
| 特定健診受診率 | 33.2% | 60% |
| 麻しん・風しん予防注射接種率 | 97.8% | 95%以上の維持 |
| ジェネリック医薬品利用率 | 73.2% | 80% |

取り組みに明確な方向性を与えるため、目標指標を設定しています。平成31年度を目標値設定年度とし、平成32年度に評価を行います。

基本施策(1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進

■目指すまちの姿

市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政などがお互いの持つ特性を活かしながら、地域コミュニティの活性化に資する取り組み等により、市民の暮らしを支え合うまちづくりを目指します。

また、市報、ホームページ、窓口等を通し、いつでも誰でも必要とする情報の発信に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握し、行政計画等に反映することができる体制づくりを目指します。

■現状と課題

- 市民の地域活動等への参加意欲は高いものの、活動の場に結びついていないため、市民参画できる仕組みづくり、場づくりが必要です。
- 一部の附属機関等では、公募枠を設け、市民登用を行っていますが、市民登用率は低い状況です（平成 26 年度 16%）。
- 議会基本条例（平成 28 年 7 月 1 日施行）に基づき、市民へ議会の状況報告及び市民の声を市政に反映するため、「議会報告及び市民との意見交換」を開催しました。
- 自治会活動の周知に関し積極的な取り組みを行っているものの、自治会の加入率は年々低下しているため、加入率を上げるための継続的な取り組みが必要です。
- 老朽化した公民館については、地域コミュニティの拠点となる自治会活動に支障をきたしているため、建替え、改修などの整備が必要です。
- 自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等が、協働の主体として継続的に活動するための情報提供や、資金面・運営面での支援が必要です。
- 活動団体のみで解決できない課題等について、他の活動団体や機関等と連携協働できるよう、情報提供等の支援が必要です。
- 市民と市政を結び「市報ぎのわん」や「市勢要覧」の発行をはじめ、ホームページへの情報掲載や、点訳による広報誌発行、コミュニティラジオ局を活用し情報を提供しています。
- 電話や窓口での相談、「市民ご意見箱」の設置や、ホームページからの「ご意見ご要望」を通じ、市民の声を伺っています。
- 議会情報について、市議会ホームページや議会だよりを通して情報発信に取り組んでいるものの、情報発信の内容や手段は十分とは言えず、議会の傍聴者数も少ない現状があります。
- さらなる議会情報の発信に向け、広報手段や内容の充実に努め、議会への関心を高める必要があります。
- 計画策定等の際必要に応じ、担当課でパブリックコメントを実施していますが、統一的なルールを確立する必要があります。

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|------------------------|--|--|
| ①市民参加の促進 | 市民や市内で働く人々、関係団体等がボランティア活動やワークショップ、講演会等を通して、市政や地域活動などに参加しやすい仕組みを構築します。また、市議会と市民との意見交換の場を設け、市民の議会に対する関心を高めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○講演会や勉強会の開催 ○行政計画等への市民参加促進 ○議会報告及び市民との意見交換会の開催 |
| ②自治会等協働の主体の育成・支援 | 人材育成や活動拠点の整備とともに、積極的な周知等により自治会への加入を促進します。また、協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体（自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体等）に対する支援・育成に取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○活動拠点の整備 ○自治会活動の広報、周知 ○自治会への加入促進 ○NPO、ボランティア団体、市民活動団体等への支援機能の充実 ○地域コーディネーターの育成及び活用 |
| ③協働による取り組みをしやすいための環境整備 | 市民活動団体の状況等を把握し、必要な支援を行うとともに、その活動情報を広く周知し、活動団体相互の交流機会の創出に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自治会、NPO、ボランティア団体、市民活動団体等が地域課題を共有する場づくり ○地域課題解決のための協働の支援 |
| ④広報活動の充実 | 市報、ホームページ、コミュニティラジオ局等を通じ、積極的に市政情報を発信します。また市政情報の多言語化に取り組み、市内で暮らす外国人が安心して必要な情報を取得・活用できるように取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○市政情報の多言語対応の推進 ○多くの媒体（紙、ラジオ、インターネット等）を活用した市政情報の発信 ○議会情報の発信 |
| ⑤広聴活動の充実 | 市政に対する市民ニーズを把握するため、パブリックコメントや市民アンケート等を引き続き実施し、的確に市政へ反映することに努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○市民アンケートの回収率向上 ○パブリックコメントの実施 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-----------------------|------------|------------|
| 自治会加入世帯数 | 11, 791 世帯 | 12, 000 世帯 |
| 地域コーディネーター養成講座受講生延べ人数 | なし | 60 人 |
| 議会報告及び市民との意見交換会参加人数 | 87人 (H28) | 120 人 |

基本施策(2) 男女共同参画の推進

■目指すまちの姿

男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や、誰もが多様な場面で活躍することができる環境の整備により、男性や女性、子ども、高齢者、外国人に関係なく、等しく自分らしく生活することができる社会を目指します。

■現状と課題

- はごろもぷらんの計画内容の周知と学校生活等を通して、男女がお互いを尊重できるような教育が必要です。
- 女性相談の件数は増加傾向にあり、特に DV 被害に関する相談件数の占める割合は年々高まっています。被害者からの相談に適切な対応ができるよう、相談員のスキルアップが必要です。
- 人材育成交流センターめぶきや児童家庭課において、DV をはじめとする女性相談窓口を設け、関係機関との連携を図っています。
- 男女共同参画支援センターふくふくでの各種講座・講演会や、市民向け出前講座を開催するなど情報提供を行っており、市民の講座等への参加促進及びワークライフバランスなどについて、考える機会の提供に努めています。



男女共同参画推進月間イベントの様子

-ロメモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-------------------------------|--|---|
| ①男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発と平和な社会づくり | <p>男女がともに社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくために、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、一人ひとりがそれを意識し、生活できるよう、市報・HP等、様々な媒体や機会を通じて市民への意識啓発に取り組みます。</p> <p>また、平和や国際協力・貢献への理解を深めていくことで、様々な人種や性別を尊重するといった多様性を認め合う社会の構築に取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進 ○多様な性の尊重 ○男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力の推進 ○ODVに関する相談・支援体制の充実 |
| ②男女がともに能力を発揮するための意識づくりと環境づくり | <p>男女がともに協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身もつ能力を最大限発揮できる仕組みや環境づくりを推進していきます。また、女性が多様な場面で活躍するための能力向上支援や人材育成の充実を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 ○女性、ひとり親家庭の自立支援 ○就労環境の整備 ○活動拠点の充実 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|--------------------|-----------|-----------|
| 各種審議会等への女性委員登用率 | 35.7% | 37.0% |
| 男女共同参画に関する講座への参加者数 | 563人 | 774人 |

基本施策(3) 国際・国内交流の推進

■目指すまちの姿

多彩な交流機会の創出に努め、文化や生活様式の違いを理解し尊重し合う、国際感覚豊かな市民の育成を図るとともに、市内在住の外国人も安心して暮らしていくことができるまちを目指します。

■現状と課題

- 市民主体の交流事業を継続実施するとともに、友好都市を結んでいる中国福建省^{あいち}廈門市における平和、文化、経済交流の推進が必要です。
- 国際交流協会事業の継続実施により、様々な交流の機会が提供され、多くの市民及び在住外国人が参加するなど一定程度、市民の国際感覚が育まれています。
- 様々な分野のグローバル化に対応するため、今後も現状に即した市民の国際感覚の向上が必要です。
- 廈門市の廈門理工学院へ毎年留学生を派遣し、中国に対する理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めています。
- 外国人住民は増加傾向あるため、窓口等における諸手続きや申請書、配布物等について、さらなる多言語対応が求められています。
- 平成 27 年度より沖縄県多文化共生モデル事業のモデル自治体として、通訳コーディネーターの配置、フォーラムの開催を行い、在住外国人のサービス向上や地域住民への理解が進んでいます。
- 日本人住民と在住外国人が、地域社会で共生するための社会づくりの体系的・網羅的な実施が必要です。



海外留学生派遣事業

一口メモ

多文化共生とは・・・

「国籍」や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-----------------|---|---|
| ① 多彩な交流機会の創出 | 友好都市、世界のウチナンチュ大会等の受け入れを契機としたネットワークを活用し、平和、文化、経済等による国内外の交流を推進します。また、国際交流協会の活動を支援するとともに、市内在住外国人との市民の交流機会の充実に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外における平和、文化、経済交流の強化 ○ 国際交流協会の活動支援 ○ 在住外国人との交流機会の充実 ○ 地域の受入活動の支援 |
| ② 国際感覚豊かな市民の育成 | 留学支援や英語教育、各種語学講座等を通して、文化や生活様式の違いを理解し、尊重し合う、国際感覚豊かな市民を育成します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 留学支援事業の推進 ○ 国際感覚豊かな人材育成の充実 |
| ③ 多文化共生地域づくりの推進 | 今後のグローバル化を勘案すると、在住外国人の更なる増加が予想されることから、在住外国人の暮らしやすい環境づくりを進め、日本人住民と在住外国人が地域社会で共生するための社会づくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における情報の多言語化 ○ 在住外国人の生活支援 ○ 在住外国人への地域社会参画支援 ○ 市民への多文化共生社会づくりの理解促進 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|---------------------------------|-----------|-----------|
| 中国 ^{あちい} 廈門理工学院留学生延べ人数 | 14人 | 18人 |

基本施策(4) 効果的・効率的な行財政運営の推進

■目指すまちの姿

市民サービスの向上及び業務の効率化に資するため、ICT化やオンライン化、民間活力の導入及び職員の能力開発に取り組むとともに、自主財源の確保及び更なる経費の節減に努め、効果的・効率的な行財政運営の推進を目指します。

■現状と課題

- 業務システムの導入や一人一台パソコンの配置など、システム化・ICT機器の配置については一通りの整備が完了しており、今後は市民の利便性や更なる業務効率化につながる目標を定める必要があります。
- 各種法律改正や権限移譲により、業務量は増加しているため、効率的な組織体制を構築する必要があります。
- 職場内外研修の充実を図り、職員の意識改革や人材育成に一定の効果は得られています。
- 新たに導入された人事評価制度の定着と適切な運用を図るとともに、評価結果の適正な活用が課題となっています。
- 職員一人ひとりの業務量が年々増加傾向にあるため、職員の健康支援、メンタルヘルス対策を引き続き強化していく必要があります。
- 生活保護費など社会保障関係経費の増大により、厳しい財政状況となっています。
- 受益者負担の公平性及び自主財源等の歳入確保に向け、更なる適正な課税業務の推進が求められます。
- 市税収納率は年々向上しており、滞納繰越額も5年前に比較して約半分に圧縮されていますが、現年度分の徴収強化及び高額滞納事案に対する滞納整理の強化を図るため、職員の徴収業務技術向上と継承が必要です。
- 宜野湾市公共下水道事業地方公営企業法基本計画に基づき、上下水道事業の組織統合に着手しています。組織統合により、経営状況の「見える化」や利便性の向上を図るとともに、下水道使用料についても適正な使用料を検討する必要があります。
- 行財政改革大綱に基づき行財政改革を引き続き推進し、歳入面における自主財源の確保、歳出の削減に取り組む必要があります。
- 平成 25 年度の決算データをベースとした財政シミュレーションの結果、市の財政を安定的に運営するためには、新規公共施設の抑制や既存施設の長寿命化など、中長期的な視点で財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|------------------------------------|--|--|
| ①ICT 利活用による 住民の利便性向上 と業務の効率化 | 行政情報化やICT化・オンライン化の推進により、市民ニーズを踏まえた市民の利便性の向上や、業務の効率化を促進します。また、市民の情報を安心・安全に取り扱うために情報セキュリティ対策の強化に努めます。 | ○行政情報化やICT化、オンライン化の推進 ○行政情報発信の拡充に向けた環境整備 ○情報セキュリティ対策の強化 |
| ②行政が担うべき役割の明確化と組織づくり | 限られた人員で最大限の効果を上げるため、民間活力の導入を進めます。また、多様化する市民ニーズに対応するため、効果的な組織体制づくりに努めます。 | ○民間活力導入の推進 ○効果的な組織体制づくりの推進 |
| ③人材の育成・確保 | 宜野湾市人材育成基本方針に基づき、人事管理、研修管理、職場環境を3つの柱として相互に連携させ、継続的に職員のやる気や向上心を高め、行政の経営資源としての人材育成に努めます。 | ○人事評価制度の導入による職員の意識改革及び組織の活性化 ○職場内外研修、派遣研修等の効果的な連携による個々の職員の能力開発の推進 ○職員のメンタルヘルス対策 |
| ④自主性・自立性の高い行財政運営の推進 | 公平、適正な課税業務と納税業務の推進や、公共施設利用料、手数料等の見直しなど、自主財源の確保に努めます。 また、第6次宜野湾市行財政改革大綱に基づき、事業費全般の点検・見直しを行うと共に、宜野湾市公共施設等総合管理計画による公共施設の適正管理及び特別会計の健全化に向けた取り組みを進めます。 予算については、重点施策に優先配分するなど、効率・効果的な活用に取り組み、財政状況の周知、納税や政策への理解に努めます。 | ○公平、適正な賦課徴収 ○公共施設等の使用料や証明書等の手数料等の見直し ○公共建築物の施設保有量の適正管理 ○特別会計の健全化 ○上下水道事業の組織統合 ○財政状況の周知 ○公会計統一モデルへの移行 |
| ⑤行政広域化への対応 | 地方分権の進展や、事務の権限移譲等に対応するため、近隣市町村と連携を密にし、事務の広域化について検討を行います。 | ○近隣市町村との連携強化 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|------------------|-----------|-----------|
| 各種証明書のコンビニ交付導入検討 | 事前調査 | 導入・運用 |
| 市税収納率（現年度十滞納繰越分） | 95.1% | 96.0%以上 |

基本施策(1) 地域福祉の推進

■目指すまちの姿

地域での支え合いの仕組みづくりや福祉を担う心豊かな人づくり等により、市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、市民がお互いに助け合い、幸せに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

■現状と課題

- 住民相互のつながりが希薄化しており、住民の主体的な活動を基盤としたコミュニティづくりが求められています。
- 第三次宜野湾市地域福祉計画に基づき、宜野湾市社会福祉協議会と連携し、各施策を展開しています。特に、「まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動（まちニコ運動）」や「自治会加入促進運動」を展開するなど、連帯意識向上への取り組みを行い、地域福祉推進の基盤づくりに努めています。
- 市民や地域の抱える様々な課題に対し、関係部署との連携した相談窓口の充実が必要です。



宜野湾市社会福祉大会

-ロメモ

○まちでニッコリ(*^_^*)あいさつ・声かけ運動（まちニコ運動）とは・・・
毎月25日を「まちニコデイ」として、あいさつ声かけ運動を推進しています。あいさつを通して隣近所が知り合いになるきっかけをつくり、地域住民がつながるまちをめざします。

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|--------------------|--|---|
| ①福祉に対する意識の向上 | 市民が地域を支える担い手として意識を高めていけるよう、福祉の心を育てていきます。また、地域活動への参加を促し、担い手となるキーパーソンやボランティアの育成・活用を図ります。 | ○福祉教育の充実 ○地域活動への参加促進 ○民生委員、児童委員の確保及び充実 ○ボランティアの育成・活用 |
| ②支え合いの仕組みと拠点・体制づくり | 身近な地域での支え合いづくりを支援していくために、拠点となる場・人材の確保を図ります。また、保健・福祉・医療等の関連団体や社会福祉協議会、関係機関等との連携体制の構築及び総合的な拠点整備を図ります。 | ■地域での支え合いをサポートする拠点等の確保 ○地域づくり等を軸とした連携体制の構築 ○（仮称）総合福祉健康増進センターの整備 |
| ③権利擁護と相談対応等の充実 | 判断能力に不安のある方を守るため、権利擁護の充実を図ります。また、市民や地域の抱える複雑・多様な問題に対し、適切かつ的確にサービスが提供できるよう、各種相談窓口の充実を図ります。さらに、サービスを選択するために必要な情報が行き届くよう情報提供の充実に努めます。 | ○権利擁護の充実 ○各種相談窓口の充実と相談体制の確立 ○情報提供の充実 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-------------------|-----------|-----------|
| 地域支え合い活動委員会の立ち上げ数 | 20 自治会 | 全自治会 |
| 民生委員・児童委員の委嘱率 | 94.2% | 97.8% |

基本施策(2) 子育て支援・子育て環境の充実

■目指すまちの姿

子育て環境のさらなる充実に向け、待機児童解消に資する取り組みや子育て支援ネットワークづくり、ひとり親家庭への自立支援の推進により、誰もが子どもを産み育てやすく、未来の担い手である子どもが笑顔で健やかに育つまちを目指します。

■現状と課題

- 子ども・子育て支援法の目的である「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向け、待機児童の解消のみならず、潜在的待機児童の解消を図る必要があります。
- 延長保育事業や病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施など、多様な子育て支援サービスが求められています。
- 子育て支援事業に従事する保育従事者（有資格者）の確保が課題です。
- こども医療費助成は、平成 26 年 1 月より自動償還方式を導入し、利便性が高まっています。
- 保育の量的拡大・確保について、子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所や小規模保育事業等の整備を進めています。
- 放課後の安心・安全な児童の居場所確保のため、児童センターの適正配置及び公立の放課後児童クラブの拡充並びに開所時間の延長が求められています。
- ひとり親世帯向けの支援制度や相談窓口、当事者会等の周知を図り、自立に有効な情報提供の在り方を検討する必要があります。



保育園の様子

一口メモ

- 潜在的待機児童とは・・・
現在、保育の必要があり認可保育所等への入所申込をしたが入所できていない児童を「待機児童」といいますが、将来の保護者の就労希望等により今後認可保育所等を利用したいと希望する世帯の児童のことを「潜在的待機児童」としています。

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|---------------------|---|---|
| ①安心できる子育て環境の充実 | <p>保育を必要とする家庭・児童への対応を図るため、待機児童解消や多様な保育サービスの充実に取り組みます。また、すべての子ども・子育て家庭を支援するため、地域人材や各種資源等の協力のもと、子育てに対する不安の解消や交流、支え合いの仕組みの充実に図ります。</p> <p>医療費助成については、自動償還方式を導入することによって、ひとり親の受給者に対して助成金申請の簡素化を図ります。</p> <p>子ども・子育て支援法に基づき、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向けて、切れ目のない保育・教育環境の整備に取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●待機児童解消に向けた多面的方策の実施 ●多様な子育てサービスの充実 ●子育て支援ネットワークづくり ○助成金申請の簡素化 ○保育環境の充実と「質」の確保 ○切れ目のない保育、教育で安心できる子ども子育ての推進 ○「公」と「民」の役割分担と連携の強化 |
| ②児童の健全育成に向けた取り組みの充実 | <p>遊びや多様な体験、異年齢児童の交流等を通して児童の健全育成を図るため、放課後や休日等の児童の居場所づくりを行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○小学校区ごとに一か所の児童館の整備 ○放課後等の児童の居場所づくりの充実 |
| ③ひとり親家庭への自立支援の推進 | <p>就業支援を中心とした経済的支援を行うとともに、育児等の負担軽減となる制度の普及及び拡充を検討します。また、相談窓口や当事者団体の活動促進を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○経済的自立の支援 ●子育て、生活支援の拡充 ○支援体制の強化 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-----------------------------------|-----------|-----------|
| ファミリー・サポート・センター どっちも、まかせて会員の確保 | 152人 | 177人 |
| ひとり親家庭生活支援事業利用者の就職者数 | なし | 22人 |

基本施策(3) 児童虐待・DVの防止と被害者支援の強化

■目指すまちの姿

学校・地域・家庭での人権教育等の推進により、児童虐待・DV根絶の気運の醸成を目指します。
また、就業・住宅確保のサポート等により被害者への自立支援を行うとともに、児童虐待・DVを
予防・早期対応することができる体制の構築を目指します。

■現状と課題

- 児童虐待の予防及び早期発見に資するため、乳幼児健診等により、気になる世帯の把握を行い、関係機関と連携し支援を行っていますが、健診未受診者に対する取り組みの充実、強化が必要です。
- 児童相談は、毎年500件以上となっており、そのうち200件以上が児童虐待に関する相談となっています。児童虐待防止の取り組みとして、要保護児童対策地域協議会において、小中学校をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。
- 児童虐待に関する啓発活動を行っていますが、保育園、幼小中学校で虐待対応への理解が十分とはいえないため、虐待の疑われる児童の潜在化が懸念されます。
- 女性相談の件数は、増加傾向にあり、特にDV被害に関する相談件数の占める割合は、年々高まっています。また、離婚、DVなど、専門的な知識を要する相談が多いため、専門性の確保が求められます。
- 増加する相談、また複雑な相談内容に対応できるように相談体制を再構築する必要があります。
- DV防止啓発事業として、リーフレットの作成や各種講座を実施し、DV防止及び被害者支援事業について、更なる周知を行う必要があります。



パネル展の様子

ーロメモ

- 要保護児童対策地域協議会とは・・・
児童虐待をはじめ、非行や不登校、障害等の児童に関する課題解決を図る組織。
本市では、31の関係機関・団体が構成されています。
- ODVとは・・・
ドメスティック・バイオレンスの略。
「法的婚姻関係（事実婚含む）にある男女間でおこる暴力」であり、身体的暴力及び精神的・性的暴力を含みます。

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-----------------|--|--|
| ①児童虐待等の予防と対応 | <p>乳幼児健診やこんにちは赤ちゃん事業、母子健康手帳交付時等の各種母子保健事業において、児童虐待等の早期発見・早期対応により、関係機関と連携し、虐待予防につなげます。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の充実を図り、虐待の早期発見と被害児童及び虐待者、双方への適切かつ継続的な対応を強化します。</p> <p>また、児童虐待の多岐にわたる問題に対応するため、職員の資質向上に努めるなど、相談対応の充実を図ります。</p> <p>虐待が懸念されるハイリスク世帯の発見やフォローを行うため、母子保健との連携強化を図ります。市民に対して、虐待の未然防止、また、虐待及びその恐れのある家庭を発見した際、ためらうことなく通告できるよう、周知・啓発を行います</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○健診受診率の向上 ○こんにちは赤ちゃん事業の訪問率の向上 ○要保護児童対策地域協議会の充実 ○相談窓口の強化 ●ハイリスク世帯の発見及び対応の充実 ○市民への周知及び啓発 ○母子保健施策との連携強化 |
| ②DVの防止と被害者支援の強化 | <p>関係機関と相互に協力し、DV被害者の適切な保護を行っていくとともに、相談及び支援体制の充実強化を図ります。</p> <p>また、精神的フォローを行いながら、就業及び住宅確保のサポートを行うなど、被害者の自立を支援します。</p> <p>DV根絶の気運を醸成するため、学校・地域・家庭での人権教育等を推進するとともに、市民の適切な対応・協力を得るための広報啓発を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○相談・支援体制の充実強化 ○適切な保護のためのネットワークの構築 ○被害者の自立支援の充実 ○DV未然防止のための市民への広報、啓発、教育の充実 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|------------------------|-----------|-----------|
| 3歳児健康診査受診率の向上 | 84.7% | 85% |
| 児童福祉支援者研修会及び講演会参加者の満足度 | 90% | 90% |

基本施策(4) 障がい者(児)福祉の充実

■目指すまちの姿

障がい者(児)を含む全ての市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、日常生活や就労支援により、障がい者(児)が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

■現状と課題

- 障がい者施策の充実に向け、中学校区での相談支援体制を基本に、関係機関との連携を図りながら取り組みを進めていますが、相談支援業務の専門性確保、継続した支援体制の確立及び障がい理解に向けた地域への広報啓蒙活動のあり方の検討が求められています。
- 就労移行支援、就労継続支援のサービス利用者が著しく伸びており、一般就労に向けた企業とのマッチングが求められます。また施設入所希望者も多く、宅地建物取引業者会と連携した居住先の確保等、地域移行、定着への対応も求められています。
- 就学前の児童発達支援に希望者が多く飽和状態です。また市内に短期入所施設がなく、待機状態で支給決定後のサービス利用に支障を来しています。
- 保育課在籍の臨床心理士を中心に、関係部署（障がい福祉課・健康増進課等）等と連携し、乳幼児健診や保育所等巡回等において、発達障がい児の早期発見及び障がい児相談へと繋がりがよくなっています。
- 放課後デイサービス等の障がい児サービスの利用が増加しており、各施設における障がい児保育を行う人材確保のため、勉強会や研修会の充実を図る必要があります。



障がい福祉のPR

-口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-----------------|---|---|
| ①相談支援・連携体制の構築 | 障がい者（児）の抱える多様な問題の解決に向け、関係機関との連携の下、相談支援体制や情報提供の充実を図ります。また障がい者（児）を含む全ての市民が平等である地域社会づくりに向けて、広報、啓発にも取り組み、障がい福祉施策の進展を図ります。 | ○相談支援体制の充実 ○自立支援協議会の充実 ●障害者差別解消法の取り組み ○障がい者（児）の地域活動支援 |
| ②自立に向けた住環境・就労支援 | 地域における障がい者の自立した生活に向けて、就労支援策と住まいの確保について、関係機関と連携し取り組みます。 | ○就労支援策の確立 ○居住サポートの確立 |
| ③障がい児への早期支援 | 障がい児への早期支援を図るため、関係各課との連携を強化し、療育支援や保育、放課後活動の充実を図ります。 障がい児やその家族が安心して生活していくことができるよう、障がい児保育の充実をはじめ、各種サービスの活用による放課後等の居場所の確保を図ります。 また、相談・情報提供体制の充実や、関連各課・関連機関等の連携により発達障がい児に対する支援の充実に取り組みます。 | ○障がい児保育の充実 ○療育支援の充実 ○保護者支援の実施 ○障がい児サービスの充実 ○インクルーシブ教育の実践 ○障害児福祉計画の策定 |
| ④日常生活支援の充実 | 障がい者（児）の日常生活を支援するため、福祉サービス等の充実を図ります。また、住環境のバリアフリー化や移動手段・交通手段の確保、生きがい活動等の推進を図り、社会参加を促進します。 | ○在宅生活の支援 ○日中活動の場及びサービスの充実 ○バリアフリー環境の充実 ○生きがい活動の推進 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|----------------|-----------|-----------|
| 身体障害者住宅改造費助成件数 | 6件 | 10件 |

基本施策(5) 高齢者介護・福祉の充実

■目指すまちの姿

高齢化が進展する中、高齢者の社会参加を進め、生きがいをもって生活することができるまちを目指します。

また、支援や介護が必要となる場合でも可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、日常生活支援総合事業等を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築による、誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。

■現状と課題

○これまでの福祉サービスは、高齢、障がい、児童、その他対象者ごとに充実してきたところですが、家族や地域社会の変容に伴うニーズの多様化や、必要な支援の複合化に対し、単独の機関によるアプローチでは、十分対応できていないケースも存在しています。

○平成 24 年度から 28 年度にかけて、市社会福祉協議会は「生きがい対応型デイサービス事業」と「軽度生活援助事業」を含む「高齢者地域生活支援事業」を補助事業として実施しています。

○平成 28 年 3 月に介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。介護予防訪問介護等現行相当サービスと、専門職による短期集中サービス C を実施しています。今後は、基準を緩和したサービス A 又は住民主体によるサービス B の実施検討などが必要です。



長寿体操

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|---|--|---|
| ①高齢者の社会参加や生きがいの充実 | 対象を問わずに誰もが福祉サービスを受け、あるいは居場所ともなる「小さな拠点（多世代交流・多機能型の福祉拠点）」の整備を進めるとともに、高齢者の外出機会を増やす動機づけを目的とするシルバーパスポート事業を実施します。 | ○総合事業の多様なサービスの創設、シルバーパスポート事業の実施 ○活動の場の整備の充実 |
| ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進 | 高齢者の生活支援サービス等の提供体制の構築に向けたサービス資源の開発やネットワーク構築に向けたコーディネーター機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置します。 さらに、情報共有及び連携強化の場となる「協議体」を設置し、コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画することで、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等を行います。 | ○介護予防及び生活支援サービス事業の推進 ○一般介護予防事業の推進 |
| ③地域包括ケアシステムの構築による、地域住民の協働と参画による誰もが支え合う共生社会の実現 | 多様なニーズに対応したサービス提供を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指します。 | ■包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、社会保障充実分）の充実 ○サービス基盤の充実 ○適切なサービス利用の促進 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|--------------------|-----------|-----------|
| シルバーパスポートカード協力事業所数 | 8か所 | 12か所 |

基本施策(6) 生活困窮世帯への支援・労働福祉の推進

■目指すまちの姿

誰もが安定した生活が送れるように、生活保護制度や国民年金制度などの周知及び支援を実施するほか、生活困窮世帯に対する就労支援や、その子どもたちに対する学習支援を行い、市民の生活向上を目指します。

■現状と課題

- 生活保護世帯が増加している中、低所得世帯の支援体制の充実が必要です。
- 生活困窮者自立支援制度、子どもの貧困対策事業が始まったばかりであり、社会全体で取り組む環境づくりが必要です。
- 無年金者になる恐れがある方に対する国民年金制度の周知、戸別訪問や勧奨文書の発送など、指導の徹底が必要です。

一口メモ



■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|---------------|--|--|
| ①低所得者福祉の充実 | 低所得者の生活の安定化を図るため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の各種制度の周知や援助、助言等の相談体制の強化を図るとともに、地域等と連携した生活サポートに努めます。また、関係機関等との連携のもと、職業相談や職業訓練の紹介等の就労支援を行います。 | ○各種制度の周知徹底 ○相談体制の充実及び強化 ■地域等と連携した生活サポートの充実 ○職業相談、就労支援策の強化 ○就労準備支援事業の実施 |
| ②子どもの育ちの保障と充実 | 子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、未来に向かって健やかに成長していけるよう、関係機関と連携した相談体制の充実や子どもの居場所づくりの推進等、必要な環境整備を行います。 さらに、子どもの貧困対策を実施し、低所得世帯の学習が遅れがちな子どもたちを対象とした学習支援や、高校進学率向上を目指した学習支援を実施するなど、教育機会の均等を図っていきます。 | ○子どもの学習支援事業の充実・強化 ○地域等と連携した生活サポートの充実 ○関係機関等と連携した相談、支援策の強化 ○子どもの実態調査の実施 ●子どもの貧困対策計画策定 |
| ③国民年金制度の周知 | 国民年金制度周知の徹底に努めます。また、無年金者になる恐れがある方に対し、保険料納付や任意加入等の指導、免除勧奨を行い年金受給権の確立を図ります。 | ○制度周知の徹底 ○届出や納付の勧奨及び指導の徹底 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|--------------------|-----------|-----------|
| 就労準備支援事業における講座開催回数 | なし | 3回 |
| 子どもの居場所運営支援箇所数 | なし | 9箇所 |

基本施策(7) 健康づくりの推進

■目指すまちの姿

母子保健活動の推進や、各種健康教室、健康相談等の充実により、全てのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、西普天間住宅地区跡地への国際医療拠点構想を見据え、市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすことのできる、健康都市の実現を目指します。

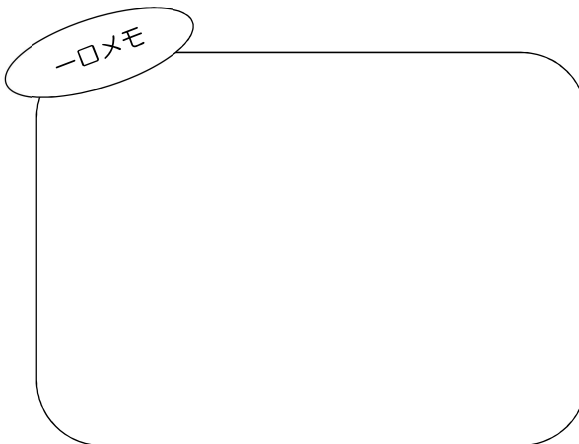
■現状と課題

- 「一次予防」に重点を置き、各種健康教室の開催を行っていますが、働き盛り世代の参加者が少ない状況です。
- 平成 26 年度特定健診受診率は、31.6%であり、県内下位となっており、受診率向上に向けた取り組みが必要です。
- 高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加傾向にあり、医療費の適正化が求められます。
- 母子保健活動について、各種健診や教室等を実施していますが、専門職の人材確保が求められます。
- 国際医療拠点構想について、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還に伴い、跡地利用計画を策定し、その実現に向け関係団体と協議しています。



歯の相談事業

一口メモ



■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|--------------|---|---|
| ①健康づくり活動の充実 | 生涯を通じた健康づくりを支援していくために、健康教室、健康相談の充実などにより健康づくりに関する意識の啓発に努めます。また、家庭や学校、地域等と連携し、食育などの充実を図ります。 | ○健康相談の充実 ■各種健康教室の充実 ○保健活動の担い手育成 ○食育の推進 |
| ②疾病予防対策の強化 | 特定健診等の受診率向上のため、積極的な受診勧奨や市民が受診しやすい健診を実施するほか、特定保健指導の充実強化、各種予防接種の情報提供や接種費助成による接種勧奨等を行い、病気の予防と早期発見を図ります。 | ○健診等の情報提供 ○受診しやすい健診等の実施 ○特定保健指導の充実強化 ○生活習慣病の重症化予防の推進 ○各種予防接種の情報提供の充実 ○任意予防接種の公費負担の実施 |
| ③医療費適正化の推進 | 医療費は、医療の高度化や年齢の上昇などに伴い高くなる傾向があります。増大する医療費抑制のため、被保険者資格の適正化、第三者求償事務の充実強化、ジェネリック医薬品に関する情報提供等を行い、医療費の適正化に努めます。 | ○医療費適正化の推進 ○被保険者資格適正化の推進 |
| ④母子保健活動の推進 | 妊娠期から乳幼児期における各種健診や教室等の事業を通じ、健康づくりを推進することにより、生活の質の向上を図り、地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携し支援します。また、学校等と連携し、思春期保健の充実を図ります。 | ●健診の充実 ○健康相談の充実 ○健康教室の充実 ○母子健康手帳交付時の保健相談の充実 ○思春期保健の充実 |
| ⑤国際医療拠点構想の推進 | 琉球大学医学部及び同附属病院を中心とした、国際医療拠点構想の実現を目指します。 | ■国際医療拠点構想実現に向けた関係機関との連携 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|----------------|-----------|-----------|
| 健康相談人数 | 659 人 | 950 人 |
| 特定健診受診率 | 33.2% | 60% |
| 麻しん・風しん予防注射接種率 | 97.8% | 95%以上の維持 |
| ジェネリック医薬品利用率 | 73.2% | 80% |

基本施策(1) 未来を担う人間力の育成

■目指すまちの姿

教育環境のさらなる充実により、未来を担う子どもたちが、誰もが自立した一人の人間として夢に向かって力強く生きていくとともに、社会の一員として役割を果たすことができるよう、自らが主体的に課題解決できる、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育てるまちを目指します。

■現状と課題

- 宜野湾市の教育に関する意識調査によると、基礎的・基本的な学力がついている子どもたちが多いと思う保護者は 60.4%、教職員は 30.8%です。
- 「確かな学力」の向上を図るため、教師の授業力向上の取り組みと併せて、全小中学校に学習支援員を配置し、「分かる授業」の構築の取り組みを行っています。今後も学習意欲の向上につながる取り組みが必要です。
- 本来、子どもたちが身につけるべき基本的な生活習慣や規範意識、社会的マナーなどが十分備わっていないため、子どもや親の意識、ニーズを的確に把握し、家庭と地域が連携しながら、子どもの生活改善に向けた取り組みが必要です。
- 児童生徒のむし歯保有率が高く、全国平均に比べ、小学校で 19%、中学校では 26%も上回っている状況なため、学校における健康教育の充実や、関係機関と連携した取り組みが必要です。
- 文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」において、嘉数中学校を指定し、研究を進め、授業づくりの質の向上に取り組まれました。
- 改訂学習指導要領を踏まえ、道徳の教科化に向けて、効果的かつ多様な指導方法を重視した研修の充実を図る必要があります。



英語教育の様子

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-----------------|---|---|
| ① 確かな学力の向上 | <p>幼児児童生徒が「生きる力」を備えた人間として成長できるよう、地域の特性を生かした教育課程の編成に努めます。特に英語教育や情報教育の充実を図りつつ、多くの国の文化について学び国際性豊かな人材の育成に努めます。</p> <p>また、国や県と連携し、児童生徒の「確かな学力」の向上に係る取り組みを推進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育の充実 ● わかる授業の構築 ○ 特別支援教育の充実 ● 外国語教育を含めた国際理解教育の充実 ● キャリア形成教育の推進 ○ 体験活動や読書活動の推進 |
| ② 豊かな心・健やかな体の育成 | <p>幼児児童生徒一人一人が豊かな心を育み、望ましい自己実現を果たすため、自他の生命を尊重する心を基盤に、豊かな情操、善悪の判断など規範意識及び公共の精神、健康、安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育む等、「心の教育」の充実に努めます。</p> <p>また、たくましく生きるための健やかな体を育む教育を進めます。特にむし歯予防の取り組みや、学校給食を通して正しい食生活への理解と望ましい食習慣の形成を図る食育指導への取り組みを推進します。</p> <p>不登校児童生徒の問題解決に向けて、関係団体と連携を図りながら、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、幼児、児童生徒や保護者、教職員の教育相談支援体制の充実に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育の推進 ○ 道徳教育の推進 ○ 健やかな体づくりの推進 ○ 食育の推進 ● 教育相談・支援体制の推進 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| 全国学力・学習状況調査（小学校） 正答率の総合平均値の全国との差 | -0.5 | +3.0 |
| 全国学力・学習状況調査（中学校） 正答率の総合平均値の全国との差 | -8.0 | -3.0 |
| 児童英検の正答率（小学5年生） | 85% | 88%以上 |
| 児童英検の正答率（小学6年生） | 80% | 83% |
| 英語検定5級合格率（中学生） | 86% | 90% |
| ボランティア教育活動推進校 | 5校 | 全ての小中学校 |

基本施策(2) 家庭・地域が連携した学校づくりの推進

■目指すまちの姿

学校、家庭、地域が連携した教育活動の充実を図り、教職員の資質の向上及び ICT 環境並びに学校施設環境の整備を進め、地域に開かれた学校づくりを目指します。

■現状と課題

- 地域住民がボランティアとして、学校の教育活動の支援を行い、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組んでいますが、コーディネーターやボランティアの人材発掘及び育成が求められます。
- 長期研修や初任者研修など、教職員研修の充実や高等教育機関との連携を図り、教職員の授業力向上の取り組みを行っています。
- 学校での校務支援システムのカスタマイズ等に取り組む、活用率の向上に努めています。
- 授業での ICT 機器活用の促進が図られるよう、ICT 支援員による授業支援を計画的に推進し、全ての教員が ICT 機器を活用できるよう、研修体制の充実を図る必要があります。
- 教育環境の変化に対応した施設整備を実施する必要があります。
- 学校施設の不具合を未然に防ぐため、日常の安全点検を徹底するなど、各学校施設の現状について的確に把握し、老朽化した施設・設備については、計画的に機能更新等を実施する必要があります。
- 旧耐震基準の学校施設については、早急に耐震化を図る必要があります。



放課後子ども教育の様子

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-----------------|---|--|
| ①地域と連携した教育活動の充実 | 地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するとともに、地域住民、社会教育関係団体、NPO、近隣大学など様々な人材を活用し、教育活動の充実を図ります。 | ○学校支援地域本部を中核とした学校支援の推進 ●子どもの居場所づくりの推進 ○青少年支援ネットワークの構築 |
| ②教職員の指導力の向上 | 様々な研修プログラムの設定、近隣大学や地域内外の多様な人々との協働実践を図り、校内研修の充実に努めます。 また、電子黒板、タブレットPCやデジタル教科書などICTを活用した授業の活性化を図り、より細かな指導と効果的な授業が展開できるよう、教職員のICT活用のスキルアップに努め、授業力の向上を図ります。 教職員の研究活動への参加促進を図り、課題解決に向けた意欲的な取り組みを支援し、教職員の人材育成に努めます。 | ○階層別教職員研修等の充実 ○大学と連携した校内研修の充実 ○ICTを活用した授業力の向上 ○教員の教育研究活動の推進 |
| ③教育環境の充実 | 子どもたちが事故や犯罪、自然災害などに巻き込まれないよう通学路や施設の安全点検を実施するなど地域、関係機関と連携して子どもの安全確保を推進します。 学校施設の耐震化及び長寿命化など環境整備の充実をはじめ、各学校へICT環境の整備を積極的に進めます。 教職員の労働環境の改善に向け、学習支援員やボランティアなどの外部人材を積極的に活用し、教職員の健康保持、増進に関する取り組みを推進します。 | ●学校のICT化の推進 ○学校図書館の機能の充実 ●学校等施設・設備の充実 ○子どもの安全・安心の確保 ○教職員の労働環境の充実 ○総合教育会議の開催 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 学校支援ボランティアの人数 | 120人 | 180人 |
| 放課後子ども教室実施数(小学校区) | 3教室 | 9教室 |
| ICTを活用した授業ができる教員の割合(小学校) | 47% | 100% |
| ICTを活用した授業ができる教員の割合(中学校) | 58% | 100% |
| 市立小・中学校の耐震化率 | 85.5% | 100% |

基本施策(3) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

■目指すまちの姿

生涯にわたり学習することができる環境の充実を推進するとともに、郷土の自然、歴史や文化、偉人などに学び親しむ環境づくりをとおして、市民一人ひとりが、ふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちを目指します。

■現状と課題

- 社会教育団体等の会員減少や、組織力の低下が見受けられるため、組織の役割や今後の方向性を検討し、活動や運営に関する相談や支援を行う必要があります。
- 健康維持や生活習慣病を予防するため、多様な教室を実施するとともに、公民館や市内の小中学校へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ・レクリエーションの普及、指導を行っています。
- 時代や市民ニーズに合った学習内容を的確に把握し、身につけた知識や技能を学校や地域へ活用できるよう、関係部局や学校、NPO団体等との積極的なネットワークづくりが必要です。
- 市民図書館から遠い地域に住む市民の利用率が低いため、地域間格差の解消が求められます。また、博物館などにある資料を一元管理し、限られた読書資源の有効活用が必要です。
- 基地内の文化財について、全ての把握ができていません。
- 無形民俗文化財への参加者が少なくなり、存続が危ぶまれています。
- 有形文化財の石積み等の緩みなど、補修が必要な箇所が多くなっています。
- 戦後 70 年余が経過し、戦後世代が大半を占めている今日、市内外からも本市の戦前・戦後史や、地域の歴史文化に対する関心が高まりつつあります。
- 博物館主催の企画展や市民講座、体験教室等の実施を通して子どもから大人までさまざまな人たちが宜野湾市の特色や魅力にふれ、理解を深める機会を提供しています。
- 地域の偉人の生き方や功績、文化財を身近に感じ学べる機会を提供し、地域の方々語り継いでいく取り組みを推進し、普天間飛行場とキャンプ瑞慶覧区域内の文化財保護と跡地利用計画の策定など、市民が主体的にまちづくりに関われる市民参画の仕組みづくりを行うことが求められています。



家庭教育学級

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|----------------|--|--|
| ①生涯をとおした学びの推進 | <p>市民図書館や中央公民館など学びの拠点施設を中心とした学習支援や芸術文化、スポーツ、レクリエーション活動を推進していきます。</p> <p>家庭環境の多様化、地域社会の変化に伴い、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、家庭の教育力向上に向けた支援体制の充実を図ります。</p> <p>大人と子どもが共に学び、学びを広げることにより地域のつながりを築き、学習成果を地域社会や学校教育に還元できる地域リーダーの育成に取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○市民図書館を中心とした学習環境の充実と基盤整備 ○中央公民館を拠点とした学習支援の推進 ○学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり ○家庭教育支援の充実 ○芸術文化活動の推進 ○スポーツ・レクリエーション活動の推進 ○地域活動団体への支援 ○地域を支える人材の育成と基盤整備 |
| ②郷土を学びつなぐ環境の充実 | <p>郷土の自然、歴史や文化、偉人などに学び親しむ環境づくりを進めるとともに、歴史的公文書や地域の歴史、文化に関する地域資料を積極的に収集、保存します。</p> <p>また、文化財ガイド等の育成に努め、地域資源や人材を活用したまちづくりを推進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○伝統文化、伝統芸能の継承及び発展 ○文化財の保存整備等の推進 ○歴史を活かしたまちづくりの推進 ○博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実 ○文化関係団体等への活動支援と人材育成 ●郷土学習の推進 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-------------------|-----------|-----------|
| ボランティア活動実施サークルの割合 | 28% | 60% |
| スポーツ推進委員派遣事業 | 実施 | 継続実施 |
| 博物館主催の講座等の受講者数 | 431人 | 600人 |
| 文化財ガイド登録人数 | 3人 | 14人 |

基本施策(1) 観光・リゾート産業の振興

■目指すまちの姿

コンベンション・リゾートをはじめ、マリンスポーツや各種イベントといった地域資源の充実及び創出を図るとともに、各種関係組織・団体と連携しながら本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行い、誰もが訪れてみたいくなる環境づくりを目指します。

■現状と課題

- 本市西海岸エリアにて多彩なイベントを実施していますが、イベント時の駐車場不足が解消されていません。また、新たな観光資源の創出が課題となっています。
- 県内で認知度の高い大山地域の田いものような本市の特産品を誕生させ、観光客の誘客と地域消費活動の活性化を図りたいものの、有力な特産品誕生には至っていません。
- 特産品・市産品の生産（量）規模、販路開拓、情報発信が不足しています。
- 市内観光周遊コースの作成や市全域の観光施設・食文化等の情報発信等が課題となっています。
- 英語版を含めた観光ガイドマップを作成しましたが、掲載内容が不十分な状況であり、内容の充実や観光パネルの作成が必要です。



宜野湾はごろも祭り

-メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|---------------------|--|--|
| ①観光資源の創出と拡充 | <p>コンベンション・リゾートの更なる充実を図るため、今後も多彩なイベントの開催や支援、宜野湾市の特性を活かした観光資源の創出・拡充を図ります。</p> <p>引き続き、マリン支援センターについては、指定管理者制度による民間活力の活用や市内事業所・関連団体等との連携を促進し、観光資源の有効活用を促します。</p> <p>市商工会や金融機関、その他関係機関と連携し、市内事業者の経営基盤、生産体制等の支援や特産品開発を奨励します。</p> <p>また、物産展やイベント出展等を通して特産品・市産品等の普及促進に取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○多彩なイベント等の振興 ○市内観光資源の創出と拡充 ○民間活力を活かした観光資源の有効活用 ○特産品、市産品の普及促進 ○特産品の開発支援 |
| ②観光情報の発信及び観光推進組織の連携 | <p>滞在型観光の推進を図るため、市内観光周遊コース及び観光案内板の作成、市ホームページの観光情報の充実等、本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行います。</p> <p>西海岸地域を中心とした、市全域の観光情報の発信を効果的に行うため、国・県・観光振興協会等、各種関係組織・団体との連携強化を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページの観光情報の充実 ○市内観光周遊コースの作成 ○外国語案内の充実 ○観光振興協会との連携 ○各種関係団体との連携強化 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-------------------------|-------------|-------------|
| コンベンションエリア入域者数 | 2,544,000 人 | 3,250,000 人 |
| 特産品推奨認定商品数 | 40 商品 | 60 商品 |
| 特産品開発プロジェクトチームの結成 | なし | 結成 |
| 市内観光周遊コース及び多言語ガイドマップの作成 | なし | 作成 |

基本施策(2) コンベンション支援機能の充実

■目指すまちの姿

国や県との連携のもと、企業誘致等によるアフターコンベンション機能の充実や公共交通機関の利便性の向上、美しい景観の形成など、本市の強みであるコンベンション・リゾート環境の整備を総合的に推進するとともに、国内外へのセールスプロモーション活動の実施により、多くの来訪者で賑わうまちを目指します。

■現状と課題

- 仮設避難港をはじめとする本市西海岸地域の開発基本構想案を策定しているものの、具体的な整備には至っていません。仮設避難港については、国の所有、県の管理している土地となっており、国、県との連携、協力が必要です。
- 沖縄コンベンションセンターや宜野湾市海浜公園等、市内外から多くの観光客が訪れ、都市機能用地の第1～第3街区に整備された大型商業施設や複合アミューズメント施設、宿泊施設等アフターコンベンション機能の充実化と相まって西海岸地域の賑わいを創出しています。今後も、企業誘致のための用地確保が求められます。
- 西海岸地域でのイベントや催事等の情報の共有化が図られておらず、複数の施設でイベントが重なる際には交通渋滞や駐車場の不足が生じているため、交通渋滞対策や駐車場確保等が求められています。
- 宜野湾市景観計画において、宜野湾海浜公園一帯は、本市が推進する「国際コンベンションリゾート拠点」の形成や西海岸地域開発との連携を図りながら海岸周辺地域における良好な景観の形成を進めるとともに、景観形成重点地区の候補地として位置づけられています。
- 宜野湾海浜公園一帯の景観形成重点地区の指定は、西海岸地域開発の事業の進捗に合わせて取り組んでいきますが、開発を進めるにあたり良好な景観を保全・創出するためには景観に配慮した整備を進めていく必要があります。
- 緊急雇用創造事業により人材育成を行ったものの、急増する中華圏からの観光客に対応できる人材が不足しています。そのため、高い語学力や観光知識を持った人材の育成が必要です。



沖縄コンベンションセンター

ーメモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-------------------------|--|--|
| ① コンベンション・リゾート環境の整備・充実 | <p>都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指して、仮設避難港を核として位置付け、既存集客施設の拡充や企業誘致等、西海岸地域の開発に向けた取り組みを進めます。</p> <p>また、県との連携による親水性護岸の整備や北谷町との連続性を確保した眺望景観の価値が高いプロムナードの形成、公共交通機関の利便性向上等、コンベンション・リゾートの拠点として一体的な基盤の整備・拡充を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ コンベンション・リゾート基盤の整備拡充 ○ 仮設避難港の利用促進に向けた取り組み ○ 西海岸地域における商業・リゾート施設の誘致及び充実 ○ 観光地形成促進地域制度の活用による企業誘致の促進と施設の充実 ○ コンベンション・リゾートエリアにふさわしい景観の形成 |
| ② 受入態勢の強化及びプロモーション活動の充実 | <p>観光・コンベンション分野における人材を育成し、国際会議等への受入態勢の充実を図ります。</p> <p>関係機関と連携し、セールスプロモーション活動を行います。</p> <p>また、各種スポーツ大会やスポーツキャンプ・合宿等の誘致・支援等を行い、スポーツコンベンション振興に取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光・コンベンション分野における人材育成 ○ セールスプロモーション活動の実施 ○ プロ野球キャンプをはじめとした、プロスポーツ大会開催等への支援 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|------------------------------------|-----------|-----------|
| 横浜 DeNA ベイスターズ春季キャンプや各種プロスポーツ大会の受入 | 実施 | 継続実施 |

基本施策(3) 地域商店街の活性化

■目指すまちの姿

空き店舗対策や集客力の向上に資するアドバイザーの派遣により、賑わいと活気あふれる商店街を目指します。

また、地域の事業者等との連携のもと、消費者の細やかなニーズに対応したサービスや地域住民との交流を推進し、地域で親しまれ、地域の魅力あふれる商店街を目指します。

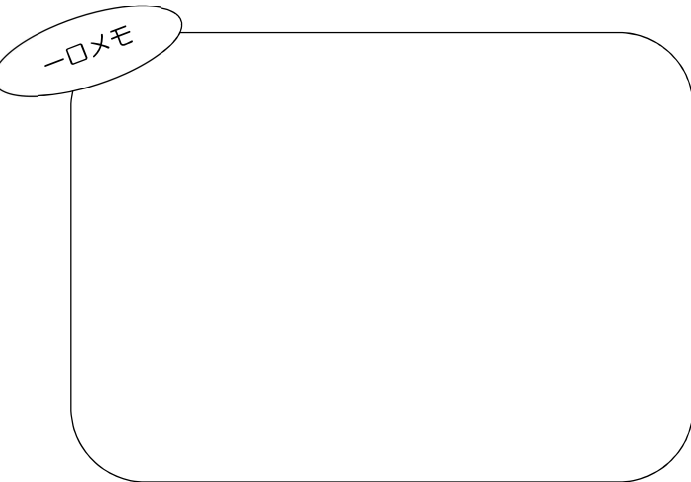
■現状と課題

- 各地域の商店街及び商業地域では、地域で連携しながら売上や集客力向上等に取り組む商店街組織の多くが活動を休止している（現在1組織のみ活動を再開）ため、地域の事業者間の連携が図られず、地域ニーズやコンセンサスを得るための対応策が必要です。
- 普天間地域をはじめ老朽化した空き店舗の解消が進まず、ロードサイド型の商業地域においては、閑散とした印象を与えています。
- 外国人観光客を含め多くの観光入域者数がある西海岸地域から市内商店街等への誘客が進んでおらず、経済波及効果が図られていません。
- 老朽化した店舗、空き店舗の改修や商店街を構成する地域の事業者等の集客力・販売力の向上、インバウンド対応力の向上が求められます。



商店街活性化セミナーの様子

—メモ



■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|----------------------|---|--|
| ①地域の特性を活かした商店街づくりの促進 | <p>商店街や商業地域において、地域の事業者等が連携し、多様化する消費者ニーズや地域住民のニーズを捉え、地域の特色を活かしながら地元消費活動の活発化に貢献する商店街組織の組織化と活動を支援します。</p> <p>さらに、アドバイザー派遣等による集客力向上や観光インバウンド対応力の強化を図り、大型商業施設にはない、消費者の細やかなニーズに対応したサービスや地域住民との交流等、地域で親しまれ地域の魅力あふれる商店街づくりを目指します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○普天間地域をはじめとする商店街・商業地域の活性化 ○商店街活動の中心的役割を担う人材の育成 ○地域商店街等と連携し地域活性化に取り組み団体等の活動支援 ○地域の事業者等の集客力、販売力の向上支援 ○インバウンド対応力の強化支援 |
| ②商業環境の充実 | <p>市内の空き店舗の解消及び抑制を図るため、空き店舗対策事業を実施し、事業者がより魅力的な店舗づくりが行えるよう、アドバイザーの派遣や店舗リフォームの助成等、多様な支援を検討します。また、駐車場不足についても調査研究を進めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗の解消 ○店舗リフォームの促進と老朽化と長期空き店舗化した物件の解消 ○駐車場不足への対応 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|------------|-----------|-----------|
| 商店街組織数 | 1 組織 | 5 組織 |
| 市内空き店舗数の減少 | 175 件 | 130 件 |

基本施策(4) 商工業・情報産業の振興

■目指すまちの姿

産学官及び金融機関、異業種間の連携のもと、新事業の創出や新たな商品開発、販路開拓、宜野湾ブランドの確立を図り、商業・工業・情報産業の振興を目指します。

特に情報通信産業については、今後重点的振興を図る産業として位置づけ、宜野湾バイサイド情報センターへの企業誘致や、IT関連企業の集積による技術者の育成及び雇用の拡大を目指します。

■現状と課題

- 経営革新や新事業の創出については、国や県等が行う施策の案内を行っています。
- 環境対策支援を経営革新や新事業創出につなげる取り組みが求められます。
- 本市を拠点に活動する事業所は、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、運営資金の確保や経営の革新を図りながら、地域経済の活性化や雇用の創出等に貢献しています。しかし、小規模な企業は、経済社会情勢の影響を受けやすく、資金調達の円滑化による経営基盤の強化や経営革新の促進、販路開拓、人材の確保のほか、事業存続のための事業継承を促す支援が必要です。
- 宜野湾バイサイド情報センターにて、情報通信関連事業者の誘致を行い、IT企業の集積とIT技術者の育成、雇用の創出を図っています。また、創業環境の整備により新たなIT事業者を育成しています。
- 市内には、宜野湾バイサイド情報センター以外にIT関連事業者が入居できるオフィスが不足しているため、業績の向上等により事業の拡大を図る優良企業が市外へ流出しない対策が求められています。
- 消費者ニーズの多様化により事業者同士が連携し、お互いの得意分野を発揮しながら新たな商品やサービスを生み出すケースが増えていますが、本市ではまだ例が少ない状況です。



宜野湾バイサイド情報センター

メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-------------------------|---|---|
| ① 経営革新・新事業の創出支援 | <p>事業者ニーズを把握しながら、経営基盤の強化や経営の革新を促す資金調達の円滑化、新たな商品・新たなサービスの誕生と販路拡大を促進し、市内事業所の経営力の強化と活力向上を図ります。また、事業存続のため後継者不足に悩む事業者の円滑な事業継承の取り組みを支援します。</p> <p>環境に配慮した生産活動や、環境問題への対策支援を通して経営改革に向けた支援に取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内事業者ニーズの把握 ○ 各種融資制度等の活用による支援 ○ 中小企業等の経営の革新、基盤強化等への支援 ○ 創業の支援 ○ 事業継承の支援 ○ 環境対策に対する支援 |
| ② 情報産業関連事業者の立地促進 | <p>宜野湾バイサイド情報センターへの企業誘致とIT関連企業の集積により、ソフト開発等のオフショア・ニアショアの受注拡大とIT技術者の育成及び雇用の拡大を図ります。</p> <p>また、インキュベーション機能の充実化を図り、新たなIT事業者を育成します。</p> <p>さらに、税制優遇制度の活用を促し、市内の民間空き物件の情報提供などにより、IT関連企業の立地促進を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報関連産業の立地促進 ○ インキュベーション機能の充実化 ○ 情報通信関連産業の販路拡大支援 ○ 高度な情報技術を有した人材の育成 |
| ③ 産学官金連携、異業種連携による新事業の創出 | <p>大学等の研究機関や金融機関等の産業支援機関と情報共有を図りながら、新事業の創出や異業種連携による新たな商品開発、販路開拓、宜野湾ブランドの確立等につながる支援を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産官学及び金融機関との連携強化 ○ 異業種交流の促進 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|----------------------|-----------|-----------|
| 市内廃業者数の減少 | 22件 | 9件 |
| ワンストップ相談窓口利用者の創業件数 | 27件 | 45件 |
| 宜野湾バイサイド情報センターでの創業件数 | 4件 | 15件 |

基本施策(5) 企業立地と多様な働き方による就労の促進

■目指すまちの姿

新たな産業用地の確保に向けた取り組みや企業誘致、企業の人材ニーズを把握したマッチングの促進及び各産業における人材育成等により、更なる地域経済の活性化と雇用の創出を目指します。

また、就労環境の向上やシルバー人材センターの活用等により、多様な人々が多様な働き方ができる環境づくりを目指します。

■現状と課題

- 西海岸地域の都市機能用地第1～第3街区への企業誘致は全て完了しています。都市機能用地以外にも西海岸地域の民有地には大型商業施設が進出し、地域消費活動の拡大と雇用の創出が図られています。
- 企業誘致できる市有地が不足しており、新たな土地開発に伴う商業立地のための用地確保に取り組む必要があります。
- 就業支援については、一定の成果を上げていますが、就業環境整備へ向けた取り組みが求められています。



立地企業講演会

ー〇メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|--------------------|--|---|
| ①企業立地の促進 | 新たな産業用地の確保に取り組み、民間空き物件の情報提供や、税制優遇制度を活用しながら、企業の誘致を行い、更なる地域経済の活性化と雇用の創出、観光客の誘客と地元消費の促進を図ります。 | ○企業立地の推進 ○税制優遇措置の活用 |
| ②人材育成の推進 | 国際化、多様化する経済社会情勢に対応可能な人材育成を行うとともに、企業の人材ニーズを把握し、マッチングの促進を図ります。 また、仕事と家庭を両立する多様な働き方が可能な人材育成の支援に取り組みます。 さらに、若年者の雇用環境を改善するため、若年者の就業意識向上に繋がる取り組みを実施します。 | ○中小、小規模事業所のニーズにあった人材育成の支援 ○多様な働き方が可能な人材育成 ●未来の働き手の育成 |
| ③各種就業支援及び就業環境整備の推進 | 宜野湾市ふるさとハローワークによる就業支援を行いながら、様々な求職者の状況に応じて、関係機関と連携し、市民の雇用促進に取り組みます。 また、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進等を図るため、シルバー人材センターの強化・充実を図ります。 育児休業制度をはじめ、各種制度の普及・啓発に関する情報提供を行うとともに、中小企業等の就労環境向上を支援し、働く人々のワークライフバランスの実現を目指します。 | ○宜野湾市ふるさとハローワークによる就労支援 ○シルバー人材センターの強化及び充実 ○中小企業等の就労環境向上 ○各種制度の普及啓発 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|------------------------|-----------|-----------|
| 多様な働き方就労支援事業による就労者数 | なし | 60人 |
| 地域キャリア教育支援事業による受講者数 | 680人 | 1,200人 |
| 宜野湾市ふるさとハローワークにおける相談件数 | 5,921件 | 6,200件 |

基本施策(6) 都市農業・漁業の振興

■目指すまちの姿

新規就農者に対する支援、農産物のブランド化や農作物の地元での消費促進及び学校教育における農作業の体験など、都市農業の多様な機能が発揮できるまちを目指します。また、漁業については、安定的な漁業経営、所得の向上が図られる取り組みや水産物のブランド化を推進します。

■現状と課題

- 本市の農業経営の特色は主に、少量多品目の作付けや消費者へ採れたて野菜の直接販売、食品事業者との直接取引です。農地面積は小規模ながらも一部収益性の高い農業を営む農業者や農業以外による安定的な収入の下で農業に従事する農業者など多様な農業者が存在します。
- 本市の農地は「宅地化すべきもの」として位置づけられ、主要な農業振興施策の対象外となっています。そのような中、都市に存する立地の特性から、都市農業の振興は、都市農業の多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図れるような措置を講ずる必要があります。また、農地は都市環境の改善や景観形成に果たす役割への市民の期待が大きくなっています。
- 本市の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少、燃油・漁具の高騰、魚価の低迷、水産業に従事する者の高齢化や後継者不足など厳しい状況です。一方、食の安全に対する消費者の関心の高まりや都市と漁村との交流やふれあいの広がりなど、水産業に対する市民の期待が高まっています。
- 本市産業まつりでは、農水産物・商工業製品等の品評会及び展示即売会等を実施し、生産者と市民相互の親睦・交流を図るなど、本市の産業振興の発展に寄与しています。
- 特産品の宜野湾市ターウムは、市内外より高く評価されており、ターウムを使用した商品開発も行われています。また、2月6日をターウムの日とした「宜野湾市ターウムの日に関する条例」を制定するなど、独自の取り組みを実施しています。
- 今後、水産物による特産品の開発を関係団体と連携し検討する必要があります。



We Love た〜んむの会 試食検討会

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|----------|--|---|
| ①都市農業の振興 | 都市農業の多様な機能の発揮と都市農地の有効活用及び適切な保全を図りつつ、市街地形成における農との共存に資するよう都市農業の振興を図ります。 大山田いも栽培地区の振興に向けた取り組みを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○都市農業振興施策の検討 ○農産物ブランド化の推進 ○都市農業経営安定化への支援 ○大山田いも栽培地区の振興に向けた取り組みの推進 ○地産地消の推進 ○農業協同組合との連携 ○担い手育成支援 |
| ②漁業の振興 | 従来の漁業関係団体育成支援などの施策に加え、漁業者とともに、安定的な漁業経営や所得の向上を目指した計画の策定に向けた取り組みを実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○漁業振興施策の検討 ○水産物ブランド化の推進 ○水産業近代化奨励補助金、水産業構造改善事業補助金の活用促進 ○漁業協同組合への支援 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|--------------------|-----------|-----------|
| 新規就農者延べ人数 | 2人 | 6人 |
| 学校教育における農作業（田いも）体験 | 実施 | 継続実施 |

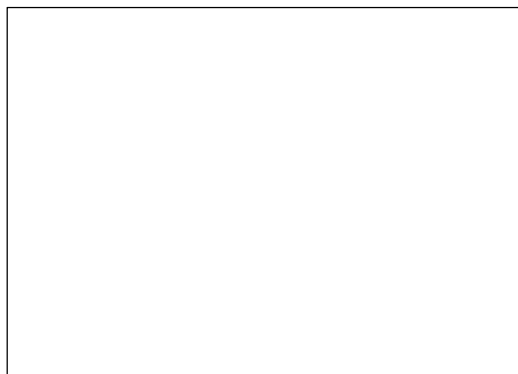
基本施策(1) 防災及び救急・消防体制の強化

■目指すまちの姿

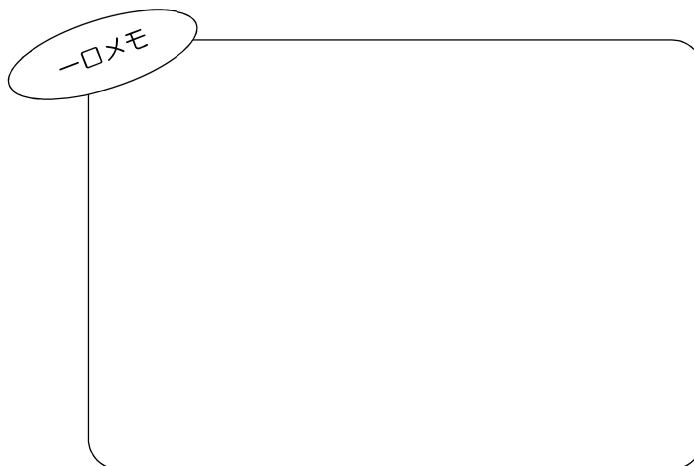
宜野湾市地域防災計画に基づき、常日頃から災害に備えるとともに、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを目指します。

■現状と課題

- 宜野湾市地域防災計画に基づき備蓄食糧の整備、自主防災組織の育成、津波一時避難ビルの指定、避難体制の充実を図っています。
- 現状の防災体制では十分とはいえないため、今後も継続的に防災体制の強化を図る必要があります。
- 一般家庭における防火に関する知識や、初期消火の訓練が十分ではありません。
- 事業所単位の防火管理業務の強化と、家庭単位での防火意識の啓発が望まれます。
- 火災や自然災害などに迅速かつ的確に対応できるよう、消防自動車や消防水利の整備拡充を進めています。
- 高齢社会や疾病構造の変化に伴い、救急件数が年々増加しています。
- 増加する救急出動に対応するための体制づくりが求められます。
- 緊急通報システムの利用者は、現在95人となっています。今後も、利用希望者を把握し必要性が認められる申請者に対し、システム導入を行う必要があります。



市消防職団員特別点検



■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|----------------------------|--|--|
| ①防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援 | <p>宜野湾市地域防災計画に基づき、食糧の備蓄及び避難所の確保等並びに防災体制の充実及び自主防災組織の育成強化に努めます。</p> <p>また、避難支援者の同意による避難行動要支援者名簿を整備し、避難所・避難経路などを定めた一人ひとりの個別計画を作成し、避難支援の充実に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○食糧、飲料水の備蓄及び防災倉庫の整備 ○避難所等の確保及び避難誘導表示板等の整備 ○自主防災組織の育成強化 ○避難行動要支援者名簿の整備及び個別計画の作成 ○災害情報伝達手段の多様化及び強化 |
| ②市民の防火安全意識の高揚と事業所の自衛消防力の強化 | <p>各家庭における住宅防火対策及び各事業所の防火管理体制の強化に努め、市民の防災・減災に関する意識の啓発を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○住宅防火の推進 ○事業所の防火管理体制強化 ○防火に係る安全情報の発信 ○市民の自助行動に関する二一ズの集約 |
| ③消防体制の強化 | <p>市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守るため、消防自動車や消防水利等の整備拡充を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■消防施設等の整備強化 ○消防水利の整備拡充 |
| ④救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発 | <p>質の高い救急体制の整備を進めるため、計画的な救急車両の更新を図ります。また、救急車の適正利用の促進及び応急手当普及員を育成し、円滑な救急活動の実施に向けた市民意識の啓発に努めます。</p> <p>緊急通報システムについては、高齢者等が安心して暮らしていけるよう、関係機関と連絡を密にし、利用者情報の共有に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■救急体制の整備・拡充 ○応急手当普及員等の育成 ○救急活動への理解促進 ○救急救命士の育成・強化 ○緊急通報システム利用者情報の共有 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-----------------|-----------|-----------|
| 備蓄食料の整備 | 9,600食 | 27,650食 |
| 住宅用火災警報器設置条例適合率 | 65% | 68% |
| 消防水利充足率 | 80% | 85% |
| 普通救命講習受講者数 | 1,085人 | 1,500人 |

基本施策(2) 交通安全・防犯対策の強化

■目指すまちの姿

地域や関係機関との連携のもと、信号機、横断歩道等の交通安全施設の充実や防犯灯の設置などを行うとともに、交通安全思想の普及や地域ぐるみの防犯協力体制強化を図り、市民が安心して暮らすことができるまちを目指します。

■現状と課題

- 信号機、横断歩道等の設置については、公安委員会が決定することであることから、宜野湾警察署との連携強化が必要です。
- 交通遺児の把握に努める必要があります。
- 交通安全施設については、市民や学校等からの危険場所改善の要望など申し出によって、施設の整備を行っており、老朽化による修繕箇所の増加に対する対応が求められます。
- 地域安全モデル地区の指定や安全パトロール隊の結成、各種教室・訓練等は関係機関との連携で行っています。今後、各種関係機関と連携し、さらなる防犯対策の強化が必要です。



市民による防犯パトロール

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|------------|--|--|
| ①交通安全対策の強化 | <p>スクールゾーンやシルバーゾーン、信号機、横断歩道等の交通安全施設の充実に努めます。また、交通安全運動・交通安全教室などを通し、交通安全意識の醸成を図ります。</p> <p>また、交通被害者への支援を行うため、交通遺児支援金造成運動等の推進を図ります。</p> | <p>■交通安全施設の整備</p> <p>○交通安全思想の普及</p> <p>○交通被害者への支援の充実</p> |
| ②防犯対策の強化 | <p>宜野湾市地域安全条例に基づき、防犯対策会議の一層の充実に努めるとともに、防犯灯の設置促進、地域ぐるみの防犯協力体制の確立に努めます。</p> <p>また、地域や関係機関との連携のもと、ちゅらさん運動を推進するなど、防犯対策の強化を図ります。</p> | <p>○地域安全モデル地区の推進</p> <p>○ちゅらさん運動の推進</p> <p>○防犯灯設置の促進</p> |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|---------------------|-----------|-----------|
| 交通安全教室の開催回数 (高齢者対象) | 2回 | 5回 |
| 防犯ボランティア団体数 | 63団体 | 70団体 |

基本施策(3) 環境保全と循環型社会の形成

■目指すまちの姿

環境活動団体等と連携した環境教育、地球温暖化対策、ごみの減量化・再資源化などの取り組みを推進することで、市民の環境保全に関する意識高揚が図られるとともに、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成を目指します。

■現状と課題

- 環境活動団体と連携して子どもたちへの環境教育を進めているものの、成人を対象とした環境教育については取り組みが遅れています。今後は、環境活動団体と連携して、さらなる市民への環境教育に取り組んでいく必要があります。
- ごみの減量化について、平成 27 年度は1人1日あたり-2.1g（前年度比）となっています。今後は、土地区画整理事業や転入等による人口増加に伴うごみ排出量の増加が考えられるため、さらなる「ごみの分け方・出し方」「再資源化」の周知徹底が求められます。
- 市が行う事務事業や、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する実行計画を策定し、取り組みを行っています。今後も、市民や事業所に対する温室効果ガスの排出の抑制等に関する普及啓発を進める必要があります。



資源ごみのリサイクル

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-----------------|---|---|
| ①環境思想の普及・啓発 | 身近にある自然等を活用しながら、市内小学生を対象とした観察会を実施し、自然環境に関心を持ってもらうとともに、環境活動団体等と連携した環境教育を実施して地域の環境保全に関わる人材の育成に努めます。 | ●学校での環境教育の充実 ○環境保全に関わる人材育成 |
| ②ごみの減量化・再資源化の推進 | 「ごみの分別・出し方」の周知を徹底することによる「ごみの減量化・再資源化」を取り組むとともに、リサイクルセンターを活用した再資源再利用化を推進します。 さらに、不法投棄の解消へ向けた取り組みを強化し環境整備に努めます。 | ○「ごみの分け方・出し方」の周知 ○ごみ減量化・再資源化の促進 ○不法投棄への対応強化 |
| ③地球温暖化対策の推進 | 市が行う事務事業に関して、省資源・省エネルギーに取り組むことで地球温暖化防止に積極的な役割を果たし、市民・事業所に対して率先行動を示します。 また、市民・事業所・行政の各主体がそれぞれの役割に応じた地球温暖化対策を推進するための普及啓発及び支援を行います。 | ○再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入及び支援 ○地球温暖化対策に関する普及啓発 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|--------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 環境活動団体と連携した環境教育講習会の実施 | なし | 実施 |
| 家庭ごみの排出量 | 503.9g/人日 | 466.5g/人日 |
| 再エネ・省エネ設備等設置補助によるCO ₂ 削減量 | 51 t-CO ₂ | 114 t-CO ₂ |
| 地球温暖化対策に関する出前講座の実施 | なし | 実施 |

基本施策(4) 公害・環境衛生対策の推進

■目指すまちの姿

人の活動に伴って発生する公害への対策や、害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、市民が健康で快適に暮らせる生活環境を確保し、住みやすいクリーンなまちを目指します。

■現状と課題

- 水質汚濁や悪臭の対策として、公共下水道への接続指導や浄化槽の適正管理指導に取り組んでいます。今後も市民への生活排水対策及び水環境保全啓発に継続して取り組んでいく必要があります。
- 騒音や振動に関する規制基準・環境基準の類型を地域ごとに指定しています。騒音や振動の防止対策として、工場の設置や工事等に係る各種届出の啓発並びに指導監視等を行っています。
- 田畑や住宅地域内での焼却慣習（野焼き）が未だに根強く残っている状況にあります。そのため、特に高齢者を中心に地域での説明指導が必要です。
- 未登録の飼い犬が存在することと、市への登録は済んでいるものの狂犬病予防注射を行っていない飼い犬も存在します。そのため、引き続き、市民への飼い犬の登録及び狂犬病予防注射受診の義務についての周知が必要です。

-メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|----------------------------|--|--|
| ①水質汚濁・悪臭防止対策の推進 | 河川等の水質汚濁や悪臭防止を図るための生活排水対策及び水環境保全の啓発に努めるとともに、公共下水道の整備・普及を推進します。また、工場等への悪臭防止対策の啓発及び指導監視に努めます。 | ○生活排水対策の推進 ○水環境保全への意識啓発 |
| ②騒音・振動防止の対策 | 騒音や振動に関する規制基準・環境基準の啓発を図るとともに、交通騒音の常時監視及び特定建設作業、特定工場などの指導監視に努めます。 | ○規制基準や環境基準等の周知 ○交通騒音等監視の実施 |
| ③大気汚染防止の推進 | 野外焼却や粉じん等の苦情に対しては、迅速に現況を把握して有効な対策を講じるとともに、巡回指導を実施して啓発活動に努めます。 | ○野外焼却禁止の啓発 ○粉じん対策の推進 ○巡回指導の実施 |
| ④ペットの適正飼養の普及啓発、ハブ・害虫等対策の強化 | 動物愛護思想の普及啓発、ペットの適正な飼い方の助言・指導等を強化し、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。 また、ハブ・害虫対策及び空き地の適正管理を促し、市民が安心して健康に暮らせる生活環境の保全に努めます。 | ○ペットの適正な管理指導 ○ハブ・害虫等対策 ○空き地の適正管理指導 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|----------------|-----------|-----------|
| 動物愛護に関する講習会の実施 | 実施 | 継続実施 |
| 狂犬病予防注射接種率の向上 | 47.6% | 50.3% |

基本施策(5) 快適な生活環境の整備

■目指すまちの姿

宜野湾市都市マスタープランなどの各種計画に基づいた、土地利用の規制、誘導を図るとともに、秩序ある都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に努め、安全で快適な生活を送ることができるまちを目指します。

■現状と課題

- 用途地域の指定及び見直し並びに地区計画等の指定については、関連事業の実施時期に合わせ検討していく予定であるものの、事業実施段階に至っていません。また、実施にあたっては、関係権利者との合意形成を得る必要があるため、関連事業部署との連携が必要です。
- 広大な普天間飛行場の周囲に戦後集落的に発生したスプロール市街地等については、公共施設と宅地が未整備のまま低未利用地となっています。
- 宜野湾市都市計画マスタープランや都市交通マスタープラン・都市交通戦略に基づき都市基盤整備に取り組んでいます。
- 市営住宅建替などの住宅整備に対する取り組みを計画的に行ってきたが、今後は、既存市営住宅の計画的な修繕及び改善や空き家等に対する対策など、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に係る取り組みが求められます。
- 大規模な地震に備え、住宅の耐震化を促進する必要があります。



土地区画整理事業

-ロメモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|----------------|---|--|
| ①適切な土地利用の規制・誘導 | <p>宜野湾市都市計画マスタープランに基づき、基地跡地利用を契機とした健全な土地利用の再編に努め、市の振興に資する土地利用の展開を図ります。主に西普天間住宅地区跡地や西海岸エリアの土地利用の指定や見直し、地区計画等の策定を行い、計画的な土地利用の誘導に取り組みます。これら、土地利用等の見直し等の際には、市民への積極的な周知に努めます。</p> <p>また、宜野湾市景観計画に基づき景観資源を大切に守り育て、まちづくりとも連携して美しさや風格を備えた「ねたて」の景観づくりを推進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○地域地区の指定及び見直し ○地区計画等の指定 ○良好な景観形成の推進 |
| ②都市基盤の整備 | <p>基地跡地やスプロール市街地等について、土地区画整理事業等により、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備することにより、健全な市街地を形成し、安全で快適な生活環境を確保します。</p> <p>各地区の現状や課題を踏まえ、さまざまな整備手法により秩序ある都市基盤の整備を進めます。</p> <p>また、基地跡地やその周辺地区については、一体的な整備が図られるよう取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○土地区画事業等の推進 ○長期未着手土地区画整理予定区域に係る市街地整備の検証 ○住環境整備事業等の推進 ■西普天間住宅地区跡地利用に係る土地区画整理事業等の推進 ■基地跡地と連動した市街地整備の推進 |
| ③住宅・住環境の整備 | <p>安心して暮らせる住宅・住環境づくりを促進するため、市の住宅施策、市営住宅整備、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に関する方向性を示します。</p> <p>また、住宅の耐震化率向上を支援します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進 ○公営住宅の計画的な修繕及び改善による長寿命化の推進 ○住居表示の整備 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 西普天間住宅地区土地区画整理事業計画の認可 | 未認可 | 認可 |
| 宜野湾市住生活基本計画の策定 | 未策定 | 策定 |
| 宜野湾市空家等対策計画の策定 | 未策定 | 策定 |
| 長寿命化修改善事業実施済み住棟数 | 0棟 | 3棟 |

基本施策(6) 交通ネットワークの整備

■目指すまちの姿

市の中心に普天間飛行場が立地する特異な構造を有している本市において、市民生活の利便性に資する生活道路、幹線道路の整備を着実に推進するとともに、返還予定地を活用した道路や新交通システムの構築により、快適な道路空間の形成を目指します。

■現状と課題

- 近年の市街地形成に伴い、市民の道路整備に対するニーズは年々高まっており、道路の新設や改良の推進が求められます。
- 国道 330 号や県道 34 号における交通渋滞や、市の道路交通網は、基地を迂回する形で構築されており、特に渋滞を避けた車両が一般生活道路へ流入し、交通事故や騒音等による生活環境の悪化が深刻な問題となっています。
- 道路（生活道路、幹線道路）に関しては、老朽化が進み、修繕箇所が多く、修繕費も年々増加の傾向にあります。
- 西普天間住宅地区跡地利用計画においては、開発により発生する車両交通が県道 81 号に集中し、新たな交通渋滞を引き起こすことが懸念されています。
- 本市は、中部都市圏の都市軸上に位置しており、都市活動や交通流動等の観点から都市圏を支える交通基盤を確立する必要があります。
- 都市計画道路の整備について、道路ネットワーク構築のうえで必要な路線・区間の整備促進を図る必要があります。
- 新交通システムの構築は、沖縄県公共交通活性化推進協議会の事業として取り組んでいます。
- 鉄軌道のルート等を具体的に検討する段階には、基地跡地利用や、周辺地域のまちづくりと連携する必要があります。



生活道路の整備

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-------------|--|--|
| ①生活道路の整備・拡充 | 新設・改良・維持管理については、実情に即した取り組みを推進しながらも、地域住民との連携により、安全・快適で潤いのある環境づくりを進めます。また、市道認定路線内の潰地面積を確定し用地取得を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ■安全・快適で発展性のある道路の整備 ○市道の維持管理 ○ボランティア活動の促進 |
| ②基地関連道路の整備 | 基地があることにより生じている現在の交通事情を解消するため、普天間飛行場東側の一部返還予定地を活用し新設道路を整備します。また、インダストリアル・コリドー地区の共同使用により、西普天間住宅地区跡地開発に資する新設道路を整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> ■普天間飛行場東側返還地における道路整備 ■西普天間住宅地区跡地利用の促進に係る道路整備 |
| ③幹線道路の整備 | 地域住民の意向を反映しながら事業化の目的を考慮した上で、都市計画決定を行うとともに、道路整備の必要性、重要性及び緊急性等を検討しながら、宜野湾市道路整備プログラムに基づいて整備を推進します。また、既存道路の改良を行う際には、交通渋滞の解消や安全性の向上等も考慮した整備を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○交通基盤を確立する都市計画道路の整備 |
| ④新交通システムの構築 | 交通渋滞の緩和、市民の利便性の向上、自然環境への負荷の軽減等に資するため、関係機関（国・県等）と連携を図りながら、公共交通の利用を促進するとともに、普天間飛行場跡地利用等を念頭に置いた軌道系交通システムの導入を検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○軌道系交通システムの導入検討 ○関連機関と連携した公共交通の利用促進 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-----------------|-----------|-----------|
| 市道宜野湾11号道路整備延長率 | 0% | 50% |

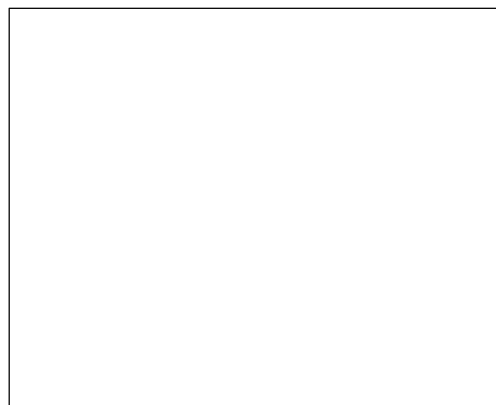
基本施策(7) 上・下水道の整備

■目指すまちの姿

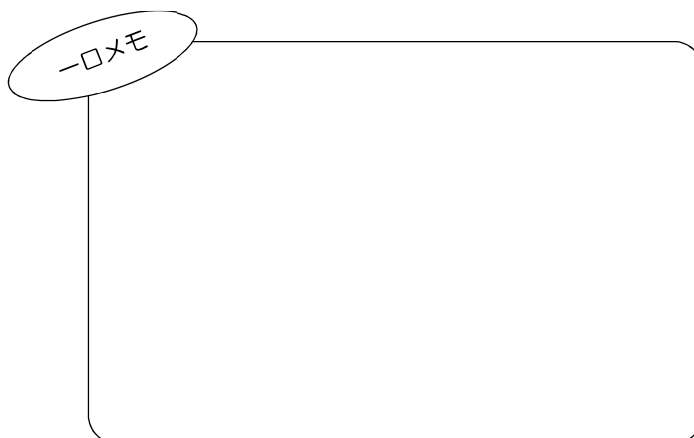
市民へ安全・安心な水の安定的な供給を目指します。また、雨水の浸水対策や生活排水の適切な管理により、清潔で快適なまちを目指します。

■現状と課題

- 上水道については、普及率 100%、有収率 96.3%であり良好な経営状況です。老朽管更新における予防保全が求められています。
- 下水道については、汚水管の整備率が95%となっており、残りの汚水管の整備箇所について、私道等の私有地への汚水管布設のため、承諾を得るために時間を要しています。また、昭和 46 年度からの事業開始に伴い老朽化した施設が多くなってきているためその対応が求められています。
- 給水設備、排水設備の接続相談や上下水道使用料の相談について窓口を一元化し、より一層、市民サービスの向上に努めるため、本市下水道事業の公営企業法適用(平成 30 年 4 月 1 日)に併せ、水道局と下水道課の組織統合に向け取り組んでいます。



下水道の整備



■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|---------|--|--|
| ①上水道の整備 | <p>管路の整備や耐震化事業、漏水の防止対策及び施設の維持管理を行い、有収率の向上、水の安定供給に努めます。さらに、水の安全性の確保から、貯水槽水道の管理指導を強化します。</p> <p>また、今後の施設整備について関係機関と連携を図り、国に対し財政支援を強く要望していきます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○送配水管の整備 ○貯水槽水道の適正管理の指導強化 ○漏水防止対策の強化 ○維持管理体制の強化 |
| ②下水道の整備 | <p>中部流域下水道計画と整合を図りながら、公共下水道の整備を促進し、水質の保全等に努めます。</p> <p>また、雨水による浸水対策に努めます。さらに、計画的な下水道施設の維持管理に努めます。</p> <p>広報等により下水道事業や生活排水処理に対する理解促進を図りながら、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保持に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の整備 ○下水道に関する広報活動の充実 ○下水道施設の計画的な維持管理 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|--------------------|-----------|-----------|
| 有収率（有収水量／総配水量×100） | 96% | 97%以上 |
| 下水道接続世帯数 | 31,887戸 | 33,087戸 |

基本施策(8) 公園・緑地及び墓園等の整備

■目指すまちの姿

都市公園の整備や維持管理に加え、市民の緑化意識の高揚による緑化の推進等により、緑あふれるまちを目指します。また、墓園・墓地霊園について、墓地立地とまちづくりの調和ある展開を目指します。

■現状と課題

- 平成28年3月末現在の都市公園計画面積は、588,200㎡、整備済み公園面積は381,964㎡となっております。また、本市の骨格となる緑地（連続した斜面緑地や宇地泊川周辺のまとまった緑地）は、森林整備計画対象民有林や河川区域として継続指定しています。
- 宜野湾市緑の基本計画に基づき、市民一人当たり公園面積6.0㎡を確保するには、既決定公園の早期整備及び新たな公園整備促進を図る必要があります。また、本市の骨格となる緑地を保全・活用していくための方策を検討する必要があります。
- 都市公園等のうち約4割が設置から30年以上経過しており老朽化が進行しています。都市公園については、長寿命化計画を策定し適切な維持管理に務めていますが、総合運動場（市立グラウンド・市立野球場・市立体育館）等については、必要に応じて随時修繕を行っている状況であり、長寿命化計画等を策定し、管理方針や長寿命化対策の時期、コスト等を整理する必要があります。
- 市内各地において愛護団体が緑化活動に取り組み、街の美化や緑化推進に貢献しており、愛護団体に対し助成金や原材料等を支給し活動を支援しています。また、地域における緑化イベントの開催や、花苗・苗木の配付を実施し緑化啓発を図っています。
- 市民等の緑化に対する意識の高揚を図るため、緑化活動のPRや支援制度、助成制度の強化が必要です。
- 既存の公営墓地（野嵩霊園）は飽和状態であることから個人墓地を容認しています。
- 公営墓地の整備については、一定規模以上の公有地が必要となりますが、基地跡地以外では確保が難しい状況です。



宜野湾市海浜公園

—口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|----------------|--|---|
| ①都市公園の整備 | <p>宜野湾市緑の基本計画に基づき、身近な公園等の整備を図るとともに、緑化重点地区に位置づけられている公園等の整備を推進します。公園の整備にあたっては市民等の意見も反映させながら、親しみやすい公園の整備に努めます。また、市内に残されている緑地については、保全を図るとともに、新たな緑の創出に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○公園の整備 ○既存緑地の保全 |
| ②都市公園等の維持・管理運営 | <p>都市公園等について、長寿命化計画に基づき施設の維持管理に努めるとともに、将来的に、延命化による既存施設の継続使用、もしくは建替えによる更新や廃止の判断について検討委員会に諮り、委員会で決定した施設の方針に基づき実施します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○施設の長寿命化 |
| ③緑化の推進 | <p>市民が主体となり緑あふれるまちづくりを展開していくために、学校や地域の緑化ボランティア団体に対する支援に努めるとともに、緑に親しむ自然教育や緑化イベント等によって緑化意識の高揚を図ります。また、緑化推進団体の育成や市民等が参加しやすい環境整備を進め、市民等との協働による緑のまちづくりを推進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体との協働による緑化の推進 ○緑化活動の支援 ○緑化の啓発 |
| ④墓園・墓地霊園の整備 | <p>墓地の点在化を抑制するとともに、既存墓地の適正管理に努めます。また、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化を検討し、基地跡地利用計画の中で墓園の整備や土地集約型墓地の建設を検討します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○墓地立地とまちづくりとの調和に向けた普及啓発 ○墓地霊園の整備 ○墓園（都市計画墓園）、土地集約型墓地整備の検討 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-------------|---------------------|---------------------|
| 市民1人あたり公園面積 | 3.93 m ² | 4.06 m ² |

基本施策(1) 基地問題への対応

■目指すまちの姿

基地被害 110 番等を通しての市民の声や、基地被害の実態を正確に把握し、市民が実感できる危険性の除去や基地負担軽減策を着実に実現するとともに、基地の固定化を絶対に阻止し、市民の願いである普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を実現することにより、市民が平和で安全な生活を送ることができるまちを目指します。

■現状と課題

- 市域の約 25%を占める普天間飛行場は、市の中心部に位置し、航空機事故の危険性や騒音など市民生活に大きな負担となっており、一日も早い返還が強く望まれています。
- KC130 空中給油機の移駐など負担軽減が図られているが、苦情件数は増加傾向にあるなど、市民が実感できる基地負担軽減策の着実な実施が早急に求められています。
- 普天間飛行場は、1996 年に日米両政府において返還が合意されたものの実現しないまま日米合意から 20 年が経過し、その間、沖縄国際大学へのヘリ墜落事故の発生、さらにオスプレイ 24 機が強行配備されるなど、市民の基地負担は限界を超えています。
- 20 年前の返還合意の原点は「危険性の除去」と「基地負担軽減」であり、普天間飛行場が固定化されることは絶対にあってはならず、目に見える形での進展が求められています。



普天間飛行場

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|---|---|--|
| ① 普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還の実現に向けた取り組み | <p>これ以上問題を先送りすることなく、一日も早い普天間飛行場の返還が実現するよう、政府に対し粘り強く要請を続けるとともに、状況に応じて訪米要請などの機会を通してアメリカ政府への働きかけも検討します。</p> <p>また、市内各種団体との意見交換や共同での要請行動など、市民と連携した取り組みを引き続き模索し、適宜、普天間飛行場返還アクションプログラムの見直し等についても検討していきます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基地返還に向けた国・県・米国への要請行動の実施 ○ 市民意見の集約と、返還促進に向けた市民との協働による取り組みの実施 ○ 市民や県内外に対する情報発信 ○ 関係機関に対する情報発信 |
| ② 普天間飛行場が返還されるまでの間の危険性除去及び基地負担軽減の実現に向けた取り組み | <p>基地被害 110 番等に寄せられる苦情や、市内 23 自治会に対するヒアリング等を通して市民の声や、基地被害の実態を把握し、関係機関への要請等を通して、市民が実感できる危険性の除去や基地負担軽減策の着実な実現を強く求めています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基地被害の防止対策の推進 ○ 基地負担軽減促進対策の実施 ○ 基地騒音対策（実態調査） ○ 航空機航路調査の検証 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 市内自治会等へのヒアリングの実施 | 未実施 | 市内全 23 自治会 |
| 普天間飛行場問題に関する情報発信 | パンフレット及びホームページを活用 | 新たに、映像資料、冊子を作成し、加えて英語版のウェブページの整備等を行う |

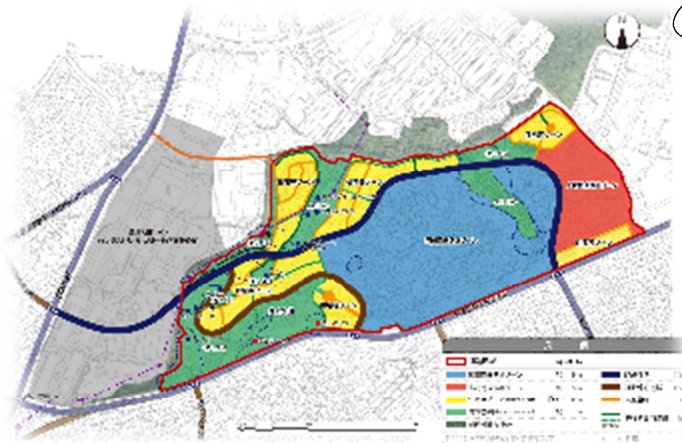
基本施策(2) 基地跡地利用の推進

■ 目指すまちの姿

返還が実現されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）については、事業化に向けたまちづくりの環境整備などを着実に推進するとともに、今後返還予定の跡地については、土地の先行取得等を進め、未来へ向けた、夢あふれる跡地利用の推進を目指します。

■ 現状と課題

- キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）では、土地の引渡し後の跡地利用を推進するために地権者の合意形成活動を行っています。今後は、土地利用を円滑に推進するために、地権者全体でまちづくりを推進する組織が必要です。
- 基礎調査の取り組みを開始しているキャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー地区）は、「統合計画」において返還期日が「2024年度又はその後」と示されておりますが、早期の返還が予定されている南側部分の返還期日が示されていません。
- 「統合計画」において、返還期日が「2022年度又はその後」と示されている普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向け沖縄県と共同で取り組みを進めています。
- 普天間飛行場の地権者数は、約 3,900 名（平成 27 年 3 月末）存在し、年々増加していることから合意形成が困難になることが想定されます。
- 熟度の高い普天間飛行場跡地利用計画を策定するためには、基地内への立入調査が必要です。



キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）跡地利用計画

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-----------------|--|---|
| ①キャンプ瑞慶覧跡地利用の推進 | <p>キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区跡地）の跡地利用に関しては、まちづくりのリーダーの育成に向けた活動や活動内容を情報発信するなど、地権者の合意形成を図ります。</p> <p>また、今後返還予定のインダストリアル・コリドー地区の円滑な跡地利用が推進できるよう、基礎調査や合意形成活動に向けた取り組みや、公共用地の先行取得の検討を行っていきます。</p> | <p>《西普天間住宅地区跡地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業化に向けたまちづくりの環境整備の推進 ○跡地利用に関する情報発信 <p>《インダストリアル・コリドー地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○跡地利用計画の策定 ○合意形成活動の推進 ○土地の先行取得の検討 |
| ②普天間飛行場跡地利用の推進 | <p>普天間飛行場の跡地利用について地権者・市民・県民との合意形成に努めるとともに、国・県等との連携・調整を図りながら跡地利用計画の策定を推進します。</p> <p>また、ホームページや地権者情報誌及び広報誌等によりきめ細かな情報発信を行っていきます。</p> <p>さらに、円滑に跡地利用推進を図るため、公共公益施設用地の計画的な確保に向け、同飛行場内の土地の先行取得を実施します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○合意形成活動の推進 ■跡地利用計画の策定 ○跡地利用に関する情報発信 ■土地の先行取得の促進 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|---------------------|-------------------------|------------------------|
| 普天間飛行場跡地利用計画の策定進捗状況 | 計画（素案）作成に向けた取り組み実施 | 計画策定に向けた取り組みの実施 |
| 普天間飛行場跡地利用に関する情報発信 | プロモーションビデオ（PV）（北エリア）の作成 | プロモーションビデオ（PV）（全体版）の更新 |
| 普天間飛行場土地先行取得面積 | 2.7ha | 9.2ha |

基本施策(3) 平和行政の推進

■目指すまちの姿

平和に関する学習や交流等を行い、平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争と復興の歴史の経験を継承できる平和行政を推進します。

■現状と課題

- 平和学習受入事業、平和学習派遣事業及び平和祈念事業を実施し、平和の継承と発信に取り組んでいます。平和学習受入事業については、戦争体験者の減少していく中で平和学習の新しいあり方を検討する必要があります。
- 県外からの平和学習に訪れる中学生の受入事業については、修学旅行の一環として、各自治会との地域交流を行っていますが、戦争体験者が減少していく中で、平和学習の新しいあり方を検討する必要があります。



宜野湾市平和学習派遣事業

一口メモ

■ 施策の展開

| 施策名 | 【取組方針】 | 【主な取り組み】 |
|-------------|--|--|
| ①平和思想の啓発・発信 | 市民や各種団体等の市民レベルでの平和交流を促進し、平和に関する学習、交流等をとおして平和の尊さ、平和思想に対する啓発を行います。 | ○平和都市宣言の趣旨に沿った取り組み強化 ○平和交流の推進 ○平和思想の市民への普及啓発 |
| ②平和学習の環境づくり | 平和学習等に訪れる来訪者を受け入れるため、各関係機関等との連携を進め体制の充実を図ります。 | ○来訪者の受け入れ体制の充実 |

■ 目標指標

| 指 標 | 現状値 (H27) | 目標値 (H31) |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 平和学習派遣事業における派遣生徒の延べ人数 | 80 人 | 112 人 |